# 温泉地域研究

# 第 35号

2020年 9月

<b>端 义</b>		
行義路温泉の開発と発展 坂 井	- 洋	(1)
"温泉好き"はストレスが溜まると温泉に行くのか?		
―心理的なストレス反応と温泉利用の関連を探る― 関 谷	大輝	(11)
研究ノート		
温泉地における排除と隠蔽―近代の別府温泉を事例に― 中山	穂 孝	(19)
スイスアルプスの高地療養地の形成	正人	(27)
報 <del>告</del>		
新型コロナウイルス感染問題が温泉地(宿・施設・団体)に及ぼした		
影響・対応等についての状況調査の報告	•••••	(35)
書評		
温泉検定実行委員会編:『日本温泉名人認定試験 温泉検定テキスト』		
	信哉	(58)
学会記事		(59)

# 日本温泉地域学会

# 行義路温泉の開発と発展

The Exploitation and Development of Xingyilu Spa

坂井 洋\* Hiroshi SAKAI

キーワード: 行義路温泉 (Xingyilu spa)・温泉地開発 (development of hot spring) 土鶏城 (Tujicheng)・温泉レストラン (spa restaurant)

#### 1 はじめに

筆者は以前、日本統治期台湾における北投及び草山温泉の開発についての考察を行った<sup>1)</sup>。そこでは、植民地という時代空間の中で、統治者である日本人による開発の主導権の掌握、特に統治機関であった台湾総督府が温泉開発を主導したこと、その原因が特に草山温泉の開発について北投温泉の「俗化」にあったことなどを指摘した。

筆者は北投・草山温泉の他、金山温泉、彰 化温泉の開発・発展などについても考察を行っている<sup>2)</sup>。しかしこれらの温泉はすべて日 本統治期にすでに開発が本格化していた温泉 地である。これらの温泉地では旅館の設置、外湯としての公共浴場の設置など、日本内地の温泉地の開発形態が移植された。また北投のように遊興地としての文化要素が移植された温泉地もあった。

現在の台湾において観光地として形成されている温泉地は日本統治期に開発が始まったものがほとんどであり、戦後に開発及び利用が開始されたものは少数である。山間地に立地している苗栗県の泰安や台中市の谷関のように日本統治期に発見されたものの、当時は開発が進まず、戦後開発が本格化したところがあるが、行義路(ぎょうぎろ・中国語:

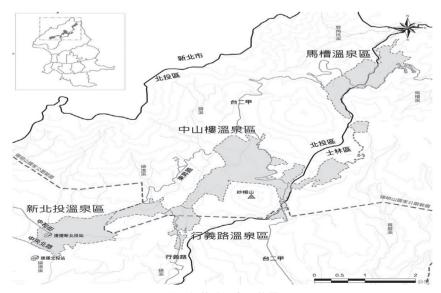


図 行義路温泉の位置

(注)台北市温泉区管理計画修訂版(2019)2頁より引用。

<sup>\*</sup>弘光科技大学(Hung Kuang University)

Xingyilu) 温泉もそのような温泉地の一つである。また、2000年代以降、高雄市の山間部に位置する宝来や不老など、南部のいくつかの温泉では観光地としての開発が始まったところもあるが、これは2000年代初頭に「温泉ブーム」と呼べるものが台湾に出現したことによる<sup>3)</sup>。この他、台中市の大坑温泉は1999年の台湾大地震がきっかけとなり湧出した温泉であり、現在ではこの温泉を利用する宿泊施設が2か所ある。

台湾では2004年7月2日に「温泉法」が公布され(施行は2005年7月1日)、それまで温泉湧出地域の整備を行う上での根拠法が無かったことに鑑み、第三章(温泉法第13-15条)において「温泉区」に関する規定が設けられ、行義路温泉も台北市政府より温泉区に指定されている。現在、行義路温泉区として指定された区域内には宿泊施設を持つ業者はなく、業者の営業形態としては「温泉餐庁(温泉レストラン)」が基本となっている40。

図にある通り、本稿で取り上げる行義路温泉は北投とはほぼ隣接する位置関係である。台北市政府の整備計画によれば、行義路温泉区の範囲として、北端は日本統治期には草山温泉と呼ばれ、戦後は陽明山温泉と呼ばれた「中山楼温泉区」に隣接しており、西端は北投温泉区と隣接している。台北市の市域に属するが台北駅からは約13キロ離れており、台北市郊外の観光スポットとしての性格を有している。

本稿では、筆者が2016年に行義路温泉の温泉レストランの草分け的存在である「桜崗温泉会館」オーナーの何堅漢氏に行ったインタビューを参照している<sup>5)</sup>。この他、2005年に台湾中央研究院近代史研究所が行義路温泉の温泉レストラン「椰林温泉美食餐庁」経営者の高振鐘氏に対し行ったオーラルヒストリーの「高振鐘訪問記録」も併せて参照していく<sup>6)</sup>。

#### 2 1970年代前後の状況

(1) 行義路を含む紗帽山一帯の温泉利用 行義路温泉の北端一帯は日本統治期より「頂 北投」と呼ばれており、1923年には日本人 による旅館開業の新聞記事が見られる<sup>7)</sup>。こ れが記録上に残るこの一帯の温泉利用の始ま りである。何氏も日本時代にはこの一帯の温 泉を利用する者がいたことを指摘している。

行義路を含む紗帽山一帯の温泉利用が本格 化するのは戦後1970年代に入ってからであ る。台北市民などが現在の行義路温泉区の北 端に位置する「龍鳳谷温泉」、さらに現在の 中山楼温泉区に位置する「鳳凰谷温泉 | を利 用するようになっていた。この二つの温泉は 山間地の川辺に湧出しており、法律の関係で 恒久的施設は設置できなかった。そのため浴 槽とバラックを設置することで無料の入浴施 設を形成した。入浴施設の設置者は利用者に 食事や飲料を販売することで維持費用を捻出 した<sup>8)</sup>。1976年の台北市議会建設審査会に おいて、多くの市議会議員が紗帽山一帯の温 泉の利用状況に触れ、また「かなり名が知れ ている」と指摘している。ある議員が語った ところによると、当時紗帽山一帯の温泉に向 かう台北市民は1日約4、5千人いたといい、 明け方から夜までいつでも利用者がいたとい う。そこで審査会では台北市政府が「純粋に 健康目的一の温泉地としてこの一帯の温泉を 整備すべきであるとしている<sup>9)</sup>。また、龍鳳 谷温泉では利用者の増加に伴い屋台が増加、 こういった状況がごみの増加や風紀的な問題 を起こしているという指摘がなされている。 市政府は議会の求めに応じ、同年12月に龍 鳳谷温泉の整備を決定し、男女浴室とトイレ を設置すると共に、歩道に柵、ベンチ等を整 備した。また整備完了後これらの施設の管理 者を北投区とすることとし、入浴料は徴収し ないものとした。浴室等の整備と同時にそれ まで設置されたバラック等は撤去され、屋台 の設置も禁止された<sup>10)</sup>。

70年代以降、紗帽山一帯は台北市民を中

心とした人々の行楽の場へ変貌していくが、 夜間における飲酒や食事を中心とした利用の 他、早朝時に温泉を楽しみにやってくる市民 も存在した。1981年のある文章に当時の温 泉利用の概況と早朝時に訪れる利用者の様子 が記されている<sup>11)</sup>。

その文章によれば、当時この一帯には5か 所の源泉があり、それぞれ、「竹仔脚」「媽祖 泉 | 「死谷泉 | 「土鶏莊泉 | 「龍鳳谷泉 | と呼 ばれていた。これらの温泉は青いビニールシ ートで浴室が組まれ、暗い浴室の中である者 は温泉に浸かり、またある者は石の上で座禅 を組んでいる。北投で洋服店を開いている倪 氏は「早覚会(早起き会)」の会長である。彼 は朝4時前に北投から歩いて竹仔脚(デェア カ)までやってきて、温泉を利用する人のた めに朝食を用意する。この会の会員が温泉を 利用する時間は3つの時間帯に分かれている が、「早班(ザオバン) | という午前3時から7 時までの時間帯があり、倪氏はその「早班」 の朝食係である。朝食の費用は温泉を利用す る会員が共同で負担し、2か月ごとに300元 の食費を支払っている。旋盤業を営む徐氏は 仕事のストレスと疲労を解消するために温泉 を利用するという。当時60歳の高氏夫妻は ある企業の役員だが、8年間雨風をものとも せず自家用車でやってくる。

このように利用者は台湾人であり、自由な時間を持てる高齢者や自営業者が多かったことがわかる。紗帽山一帯の温泉の利用者が増加したため、北投では観光バスで利用者を送迎するサービスが行われるようになった。明け方の時間帯には10分に1本の間隔で運行していた。このような送迎バスは北投の他、板橋や三重といった台北市に隣接する地区でも運行されていた。

#### (2) 「土鶏城」の登場

行義路温泉は1970年代には台北市民が気軽に行ける温泉地となっていたことが伺えるが、現在行義路温泉の主な業態となっている温泉レストランの始まりも1970年代にさか

のぼることができる。何氏によれば、1960年代には利用者により浴室が設置され、1970年代以降利用者の増加に伴い屋台が出現した。冬になると鍋物を提供するようになったが、これらの屋台経営者の中からレストラン経営を始める者が現れたという。何氏が経営する「桜崗」は何氏の父親が開業したものだが、それはおよそ1971、2年のことであるという。また養鶏を始める者も現れ、そのことからこれらのレストランは中国語で地鶏を意味する「土鶏」(トゥージー)から「土鶏城」(トゥージーチェン)と呼ばれるようになったという12)。

1970年代後半から1980年代前半において、この一帯の土鶏城の利用客は主に大台北(台北市及び台北県)、基隆などから来ていたが、中には行義路から50キロ近く離れた桃園からの客もいたという。当時は高速道路が開通したばかりであり、また交通量も少なかったため桃園からでも40分程度で来ることができたという。利用客の職業としては、行義路が台北市北部から近いこともあり、台北市北部にある大病院の医師が仕事帰りにストレス発散のために来ていたという。また当時は台湾の経済成長がピークに達した時代であったため労働者の客も多く、建築関係の労働者が仕事帰りに来ていたという<sup>13)</sup>。

1979年の文章によれば、当時行義路一帯には20から30軒の土鶏城があったとされる<sup>14)</sup>。首都郊外とはいえ、山間地に20軒以上であるとすれば相当賑やかであったことが伺える。ほとんどの店舗は竹や木材などの建材で建てられていたが、コンクリ建築のものもあったという。また「多くの人が年長者や子供を連れてくる、あるいはカップルも」という記述があることが理解できる。当時の行義路にはバス路線は開通していなかったため、利用客はすべて自家用車かオートバイ、あるいは前述したような送迎バスで来ていた<sup>15)</sup>。

当時行義路にあった土鶏城は多くが24時

間営業であった。1970年代の台湾は戒厳令下にあり、夜間営業等にも制限があったが、何氏曰く「政府も見て見ぬふりをした」のであり、かつ行義路が台北市中心部から離れていたこともあり、厳格な取り締まりが難しかった。また現在とは違い飲酒運転に対しても寛容であったため、多くの客は深夜に来てひとしきり飲んだ後運転して帰っていったという160。

土鶏城のサービスについて、何氏によれば 当時の主なメニューは地鶏料理を始めとする 台湾料理であったという。利用客が一定額の 料理を注文すれば温泉は無料であり、温泉利 用のみの客は50から100台湾ドルを支払っ た。ちなみに、台湾7-11のトップを長年務 めた徐重仁の回顧によれば、彼が1977年に その親会社である統一企業に入社した際の初 任給は9000台湾ドルであったという<sup>17)</sup>。ま た、他の研究者が指摘するように、90年代 前半頃まで、行義路一帯の土鶏城では温泉は あくまで脇役であった18)。筆者も実体験と して90年代半ば過ぎまでは温泉はどちらか といえば脇役だったという指摘に同意する。 このような状況が変化し始めるのは90年代 末である。

#### 3 1980年代以降の状況

1980年代以降、土鶏城は治安及び風紀上問題のある場所とみられるようになる。1981年11月、当時大人気の歌手崔苔菁(チュイ・タイジン)と友人が夜食を食べに車で行義路にある土鶏城に向かう途中、何者かが空き瓶をその車に向かって投げつけ車内にいた4名全員が怪我をするという事件が起こった「タ)。1984年には地元の町内会的組織である「永和里」と「泉源里」の住民が、深夜に土鶏城へ酒を飲みに来た客が頻繁に騒ぎを起こすため地域の安全が脅かされていると抗議した。実際に何者かがタイヤをパンクさせる、またはカーオーディオを盗むといった事件が発生していた。更に1990年代初めには女性と一緒

に入浴するサービスを行う業者が現れたという<sup>20)</sup>。

しかし、土鶏城の問題として治安上の問題 以上に大きかったのは、業者が営業登記(営 業許可)を取っていなかったこと、そして設 置されているのが国有地や水源保護地区とい った法律上私有建築を設置できない場所であ ったことである<sup>21)</sup>。

台北市政府は1980年代から紗帽山一帯の

建築を違法建築として取り締まりを開始する と共に強制撤去を開始したが、その執行は中 途半端なものであった。新聞上で具体的に確 認できるもののうち、最も早いものとして 1983年に28軒の土鶏城があり、それら建築 の撤去を行ったというものがある。28軒の 中には特に悪質であるとして市議会議員が直 接撤去を要求するものもあったが、そのレス トランについて、市政府は「更に事実確認を したのちに処理する |という態度であった<sup>22)</sup>。 市政府のこのような態度のため、土鶏城の 撤去作業は容易に進まなかった。1984年7 月に市政府が紗帽山で調査した結果、1年前 の調査と強制撤去終了後に21軒が再建され、 新たに3軒が営業を開始したため減ったのは 4軒のみであった<sup>23)</sup>。1980年代以降、市政 府では継続的に土鶏城の撤去を行っていた が、この動きは徹底されておらず、84年の 段階で新聞上に執行状況を批判する記事が掲 載されたりした24)。その原因としてある記 事では関係部門間において統一された政策が なかったことを指摘している<sup>25)</sup>。また、陳 水扁台北市長 (在任1994-1998) は [1985年 以前にすでに設置されていた建築については 撤去しないと規定した」が、しかしながらこ れはあくまで現状追認であり、合法化の措置 ではなかったという<sup>26)</sup>。

紗帽山一帯の土鶏城は違法性の高い場所であったが、それでも人々は土鶏城に食事や温泉を楽しみに行っていた。一般家庭にエアコンが普及するまでは、客足のピークは夏であった。その理由はエアコンが普及するまで、

人々が避暑の目的で山に行っていたからだという<sup>27)</sup>。そして注12)に記した通り、土鶏城は紗帽山だけではなく台中などの山間地においても開業していた。紗帽山の土鶏城もこのようなブームの中で出現した土鶏城エリアの一つであった。

#### 4 1990年代以降の状況

1990年代に入ると、新聞上で紗帽山一帯の土鶏城を紹介する記事が見られるようになる<sup>28)</sup>。1995年、『聯合報』では1面全体を使って紗帽山の土鶏城の現状を報道している。それによれば、10年以上景気の良かった土鶏城も最近は商売が下降気味であること、一方で全盛期に比べ客足は鈍ったとは言え、週末になればやはり満席となることなどが記されている<sup>29)</sup>。1990年代後半以降、土鶏城の経営状況が厳しくなるなかで、一部業者は営業形態を変化させるという手に出る。実際には1980年代末期にも「啤酒屋(ビールを中心として提供する飲食店)」をオープンさせた業者があり、ビールと温泉を組み合わせることにより、冬でも客を呼び込むことに成功し

た<sup>30)</sup>。90年代以降、このような変化はより 明らかとなっていく。

まず見られたのは提供される料理の変化で あった。それまでの台湾料理中心のメニュー から、日本料理を充実させる業者が出てくる ようになった。このような変化は店舗名など にもみられ、日本風の店舗名を付けるところ が現れた。高振鐘氏が紗帽山で経営する2店 舗のうち1店舗は「川湯 | という店名であり、 建築も京都の雰囲気を持たせていたために NHKなど日本メディアの取材を受け、日本 人観光客もやってきたという<sup>31)</sup>。筆者がイ ンタビューした「櫻崗」もそのようなレスト ランの一つである。料理が変化すると同時に 設備にも変化が見られるようになり、レスト ラン部分の改築や露天風呂・スパ設備・サウ ナの増設などが行われるようになった。更に はダンスフロアを設置した「温泉パブ」まで 現れたりもした<sup>32)</sup>。

90年代以降に見られたもう一つの変化として、業者が自らを「温泉餐庁(レストラン)」と自称するようになったことがあげられる。新聞紙上において最も早くこの名称が使用さ



写真 1 温泉餐庁 (レストラン) 内部の様子 (注) 椰林温泉美食会館ホームページより引用。

れたのは1995年であり、2000年代以降、こ の名称は一般化していく<sup>33)</sup>。注12) に記した データベースにおいて、「温泉餐庁 | という 言葉で検索をかけると、合計91件の記事が ヒットする (当該データベースの収録範囲は 2005年末まで)。その91件中2000年以降の 記事は86件に上る。このことから「温泉餐庁 (レストラン) | という呼称は2000年代以降 に一般化したものであると言える。呼称を変 化させた理由について、大きな理由としてそ れまでの「土鶏城」のイメージから脱却し、 高級感や質感を出していきたいといった思惑 があったことがあげられる。2003年に行義 路の温泉レストラン業者などにより組織され た「台北市紗帽山温泉発展協会」のウェブサ イトには、以下のような記述がみられる<sup>34)</sup>。

「紗帽山温泉は志ある業者の経営の下、土 鶏城の形式からいち早く抜け出して一般的な 経営と融合し、大自然に近づく、健康、養生 という入浴文化を発展させており…」

業者は紗帽山温泉発展協会の組織後、高齢 者への無料入浴や表彰といった活動を行って いる<sup>35)</sup>。業者によるこれらの活動は紗帽山温泉の「土鶏城」のイメージを変化させようというものであり、また「温泉」を売り物にしていくことの実践であったということができる。

#### 5 2000年代以降の変化と対応

2000年代以降、新聞上での報道にも変化がみられるようになる。それまでの紗帽山関係の報道は違法建築の撤去、あるいは事件等の報道が中心であったのが、2000代以降は地方版を中心に台北市郊外の観光スポットとして紹介されるようになる。

2000年代以降、紗帽山の温泉業者はイメージ向上を図り、メディアの態度も変化し始めていたが、法律的には違法状態のままであった。

それではこの地域を所管する台北市政府の態度はどのようなものだったのかを改めて見てみる。土鶏城の合法化については1980年代にも当時の台湾省政府主席邱創煥が土鶏城と啤酒屋の特区を設置することでこれらの業者を合法化できるか研究するよう関連部門に指示したという記事が見られるが、この記事



写真2 行義路温泉の露天大浴場 (注)川湯温泉養生餐庁ホームページより引用。

表 行義路温泉の開発と発展 年表

年	事  項
1923年	日本人が頂北投において温泉旅館を開業
1971、2年	「桜崗」温泉レストランの前身が開業
1976年	利用者の増加を受け、台北市政府により「龍鳳谷温泉」に男女浴室等が整備される
1983年	台北市政府、紗帽山一帯の建築を違法建築として撤去を行う
1984年	地元住民が温泉レストランが治安の悪化を招いているとして抗議を行う
1993年	新聞紙上に紗帽山一帯の土鶏城の紹介記事が掲載される
1995年	新聞紙上において「温泉餐庁(レストラン)」という言葉が使用される
2000年	温泉レストラン業者、台北市政府に対し合法化を陳情
2002年	「温泉専区」設置、及び温泉レストランの合法化に向けた合意が得られる
2003年	行義路一帯の温泉レストラン業者により「台北市紗帽山温泉発展協会」が組織される
2004年	台北市政府『行義路温泉区先期整体規劃総報告書(行義路温泉区初期全体計画総報告書)』を策定
2007年	台北市紗帽山温泉発展協会、北投区公所と「紗帽山温泉健康月」を共催

#### (注)筆者作成。

の続報は見ることができない<sup>36)</sup>。前掲した 聯合報記者は同じ記事の中で、合法化させる ことこそが根本的な解決につながると指摘し ている<sup>37)</sup>。前述のとおり、台北市政府は 1980年代から紗帽山一帯の業者を「違法」で あるとし、建築の撤去などを行ってきた。こ れに対し業者は台北市政府に方針の変更を要 求するようになる。

2000年6月、台北市政府が建築の撤去を行う際に、業者は市議会に対し市政府による指導の下での合法化を陳情した。市政府による撤去の際にはレストラン経営者の一人が「こそこそ経営するのは望まない、それに市政府がいつ撤去に来るのかを心配しなければならない、できれば我々に合法化の道筋を与えてほしい」と語っている。またこの撤去作業の際にはこれまでと違い、地元住民の代表も視察に訪れ、「行義路の温泉レストランはすでに市民にとって最高の週末の行楽地になっている」と話している。このような語りの変化から1980年代と2000年代とで地元住民の温泉レストランに対する態度に大きな変化があったことを見て取ることができる<sup>38)</sup>。

社会的な雰囲気の変化と2003年に予定されていた温泉法制定により、行義路温泉では2002年に大きな変化が見られることになる。

1月23日、市議会は市政府の関連部門及び温泉レストラン経営者を集めシンポジウムを開催。そこで「温泉専区」の設置、行義路温泉の合法化に向けた行政による指導などのコンセンサスが得られ、これにより行義路の温泉業者はついに合法化の機会を得ることとなった<sup>39)</sup>。

2004年には市政府により『行義路温泉区 先期整体規劃総報告書(行義路温泉区初期全 体計画総報告書)』が策定され、その初めの 部分において「行義路温泉地区は台北市近郊 の重要な温泉地区の一つ」との記述が行われ ている<sup>40)</sup>。これは当時すでに台北市政府が 行義路温泉を観光資源としてとらえていたこ とを示しているが、温泉法の制定が市政府の 態度を変化させた大きな要因の一つであるこ とは間違いない。この報告書の内容として、 現状、法令、温泉産業などの部分からなって いる。この他地域住民や業者、利用者に対す るアンケート調香等も行われている。

2007年、紗帽山温泉発展協会は「紗帽山温泉健康月」というイベントを実施、このイベントは北投区公所(区役所)と共催したものであり、台北市政府交通局も「指導単位」という形で参画している。このように行義路温泉の温泉レストラン業者は市政府と協力関

係を作り上げている。これは即ち市政府の行 義路温泉に対する態度が以前の「違法建築の 密集地」から、「温泉地」へと変化したことを 示している。

#### 6 結語

ここまで、行義路温泉の開発と発展の経緯 を通史的に見てきた。これをふまえて、台湾 の温泉地における行義路温泉の特徴と意義に ついて考えてみたい。

第一に、紗帽山温泉は日本統治時代に温泉 開発された温泉地とは異なり、台北市民によ る自発的な利用から温泉地としての利用が始 まったことがあげられる。これは戦後におい ても台湾人が自発的に温泉を利用していたこ との証左である。また、行義路温泉の温泉レ ストランでは入浴設備として男女別浴の大浴 場を持つところが多く、入浴時には全裸で入 浴するスタイルとなっている。これについて は、日本人が日本統治期にもたらした温泉へ の入浴習慣が戦後の台湾社会に引き継がれた ことを証明していると言えるだろう。

第二に、宿泊施設を持たない温泉レストランが利用形態の中心であることがあげられる。その原因として、この一帯の源泉湧出地が法律上開発に制限がある地域であったことで、温泉レストランが長期間「違法」状態に置かれたことが大きな原因としてあげられる<sup>41)</sup>。

そして行義路温泉の意義について、行義路温泉の発展の経緯から、戦後台湾社会において、温泉が徐々に台湾自身の有力な自然資源の一つであり、市民の健康・保養に供することのできる場であるという認識が、社会及び行政において認められ、一般化してきたことに大いに寄与してきたと言えるのではないだろうか。

#### 注・参考文献

1) 坂井洋 (2016): 「日本統治期台湾における 北投・草山温泉の開発」『温泉地域研究』第 27号、1-10頁。

- 2) 坂井洋(2015):「駆趕日本:八卦山景点的演 変」『台湾史料研究』、46号、20·49頁。坂 井洋(2018):「以『日常』為発展的温泉:金 山温泉的演変」『台湾史料研究』、52号、2·22頁。
- 3) 坂井洋(2018):「『泡』在台湾-台湾温泉的 発展與泡澡行為之変遷」(国立政治大学台湾 史研究所博士論文)182頁。
- 4) 後述のとおり、行義路温泉区内に位置する温泉レストラン業者は「紗帽山温泉発展協会」を組織しているが、行義路温泉区の北端から2.5キロほど離れた東昇路に位置する「山明新館」は行義路温泉区以外に位置する唯一の協会員となっている。この「山明新館」は大型ソファーを備えた「湯屋」という設備を持ち、また24時間営業であるため、宿泊的利用が可能となっている。
- 5) 何堅漢氏へのインタビューは2016年6月27 日に行った。何堅漢氏は1959年生まれ、「専 科学校」在学中から父親の経営するレストラ ンにおいてアルバイトを始め、1981年に兵 役終了後、即席めん製造企業に就職、その 後1986年より桜崗の仕事を開始している。
- 6) 中央研究院近代史研究所(2005):「(六)高 振鐘先生訪問記録」『陽明山国家公園清代暨 日治時期産業開発史調査研究』79-86頁。
- 7) 一記者:「頂北投 小ウライの観がある」『台湾日日新報』1923年4月10日。
- 8) 邢俊章 (1979): 『台湾的温泉』 戸外生活雑誌 社、60-61頁。当時の河川関連の規定として、 台北市政府は1971年に「台北市河川管理規 則」を成立させている。その第24条では河 川区域における建造が禁止されている。こ の他、山間地の開発に関係する中央レベル の法律として、1972年に「国家公園法」が、 1976年には「山坡地保育利用条例」が制定されている。曽華璧(2008): 「台湾的環境治 理(1950-2000): 基於生態現代化与生態国 家理論之分析」 『台湾史研究』、第十五巻第 四期121-148頁。また、これらの入浴施設 はそもそも建築許可等を得ていなかった可 能性も高いと思われる。
- 9)「紗帽山天然温泉市議員促請開発」『中国時報』1976年4月14日。
- 10)「温泉谷好地方莫錯作温柔郷」『中国時報』 1976年12月14日。「地獄谷将興建公園 龍

鳳谷決徹底整頓 遊客使用温泉決不收費」『中国時報』1976年12月21日。また、集団によるけんか等も発生している。徐正一「北投龍鳳温泉昨伝兇案 不良少年為争地盤 発生械鬥多人負傷」『中央日報』1976年4月6日。

- 11) 高鴻飛:「起個清早 洗温泉去!」『聯合報』 1981年5月15日。
- 12)「土鶏城」についてだが、台湾の新聞記事検 索データベース「報紙標題索引資料庫」にお いて検索すると、新聞記事に「土鶏城」とい う言葉が掲載される初出は1976年1月17 日に台北市内で開業した「大台北土鶏城餐 庁」の紹介記事である。土鶏城という形態の 飲食店がいつごろから出現したのかを示す 資料は管見のところ見つかっていないが、 上記データベースにより見出しを検索する と、1980年代前半(1980-84年)で合計62 件がヒットする。このことから、1980年代 前半にはこのような業態が増加していたと みることができる。所在地としては台北・ 台中・台南・雲林などであり、台北市では 北郊の山間地である行義路や外双渓などに 集中しており、台中も山間地の大坑に集中 していたようである。しかし所在地は必ず しも山間地あるいは温泉地とは限らず、地 鶏を中心に扱う飲食店をこのように呼んで いたようである。また、記事検索から伺え ることは、報道内容の多くが利用客による けんか、無許可でホステスを雇用したため 取り締まりを受けたなどの内容であった。 また殺人事件なども起こっており、治安的 な問題の大きい場所であったことが伺える。 この他本文中にも記した通り、土鶏城自体 が違法建築であるため撤去されたという記 事も数多くみられる。
- 13) 前掲5)。
- 14) 葉華:「茅屋・温泉・北投『土鶏荘』」『聯合報』 1979年2月5日。この文章には桃園からオートバイで向かったとの記述があり、何氏 の言葉を裏付けている。
- 15) 行義路を通過する路線バスは1982年10月 に開通している。「終於行得通了! 五〇八路 中型公車昨天開動 行義路居民・燃放鞭炮歓 迎」『聯合報』1982年10月12日。
- 16) 前掲5)。
- 17)「徐重仁當年月薪9000塊過生活真的很辛苦嗎?数拠会説話,対照薪資和物価算給你看」

#### 『風伝媒』

- HP https://www.storm.mg/ lifestyle/253493 (2020年1月10日閲覧)。
- 18) 蔡慈鴻 (1998):「北投地区温泉建築及其空間変遷之研究」(淡江大学建築学系碩士班碩士論文)56頁。鄧景衡 (1997):「台湾土鶏城的空間文化(上)」『国魂』、618号、41頁。
- 19)「崔大媽和趙茶房宵夜帰途被砸傷 吃土鶏和 焼酒言行惹人側目 空酒瓶扔進剎時花容失 色」『聯合報』1981年11月25日。
- 20)「北投行義路紗帽山土鶏城 違建雖経両度拆除死灰復燃盛況如昔 頻伝酗酒滋事 歹徒破壞 車胎〉『聯合報』1984年7月24日。林秀芳: 「老饕吃壞 無辺山色 美食与美景大対決」『聯 合報』1991年11月27日。
- 21) 筆者がインタビューを行った何堅漢氏はインタビューの中で、何氏が経営する桜崗は何氏一家の私有地であるため違法性の問題はないが、周囲の同業者についてはほとんどが国有地に設置されているため合法性の問題を抱えていると指摘している。
- 22)「陽明山国家公園内『土鶏城』破壊景観 市議 員建議全面清査逐一拆除」『民生報』1983年 6月8日。
- 23) 台北市議会公報編輯委員會(1984):『台北市議会公報』第二十九卷 第十九期、975頁。
- 24)「拆除「土鶏城」違建僅見「象徴性」動作」『聯 合報』1984年1月17日。
- 25) 卓亞雄:「各単位歩調不一致 土鶏城才趁隙 坐大」『聯合報』1985年2月27日。
- 26) 前掲6) 83頁。
- 27) 前掲6) 82頁。
- 28)「紗帽山森林浴土鶏城半日閒 攀登軽鬆不費 力春天好踏青」『聯合晚報』1993年4月2日。
- 29) 黄明家:「土鶏城 豬事不妙」『聯合報』1995 年2月15日。「蓋在半山腰 土鶏城找人撐腰」 『聯合報』1995年2月15日。
- 30) 銭嘉琪:「啤酒屋上山求発展 結合温泉、土 鶏城創造新生命」『民生報』1989年11月26 日。
- 31) 簡文燦:「日式温泉餐廳 大行其道〉『中国時報』, 1999年4月25日。前掲5) 81頁。
- 32) 陳佳鑫:「入夜紗帽山 越夜越健康 越夜越美麗 温泉 PUB 舞一舞 泡一泡」『中国時報』 2003年2月27日。現在櫻崗温泉会館の内部にはバーカウンターが設置されており、カクテルを販売している。

- 33) 詹三源:「温泉餐庁 満足口欲 扼殺景観〉『聯 合報』1995年9月18日。
- 34)「紗帽山介紹」『台北市紗帽山温泉発展協会』網址:http://www.samaoshan hotspring.org.tw/shamao.html (閲覧日:2019年12月20日)。
- 35)「温泉協会 招待長輩泡湯」『聯合報』2004年 5月11日。
- 36)「使啤酒屋土鶏城合法営業 邱創煥促設特定 区〉『聯合報』1985年12月11日。
- 37) 前掲29)。
- 38) 曽至賢:「行義路温泉餐庁違建 開拆」『中国 時報』2000年6月13日。
- 39) 廖瑞宜:「発展温泉観光北市府業者有共識」 『中国時報』2002年1月24日。2008年4月 の新聞報道によれば、行義路温泉区は台北 市政府より「温泉産業特定専用区」に指定さ れ、それと同時に温泉区内にあった24軒の 温泉レストランが合法化された。また、 2014年3月28日には「細部計画」が公告され、 2017年3月28日までに開発許可申請を行 うものとされた。筆者が何氏に行ったイン タビューにおいても、インタビュー実施当 時が申請期間中であることを語っていた。 「温泉特区過関 行義路大解禁」中国時報 2008年4月16日。台北式議会公報編輯委 員会:「13.行義路温泉特区公共設施進度与 輔導方案及進度」『台北市議会公報』第104 巻第9期3005-3021頁。
- 40) 李永展(2004):『行義路温泉区先期整体規 劃総結報告書』台北市政府、1頁。
- 41) 高振鐘によれば、行義路温泉の業者は違法 状態であるため市政府からの補助等が得ら れないが、同様に違法状態である南投県の 廬山温泉や台北県の鳥来温泉などでは違法 状態であっても地元政府の補助が得られて いるという。このように違法状態にある業 者に対する態度は各地方政府によっても対 応が違っていることがわかる。

# "温泉好き"はストレスが溜まると温泉に行くのか? 一心理的なストレス反応と温泉利用の関連を探る一

Do "Spa Lovers" Go to Hot Springs When They Feel Stressed: Exploring the Association between Psychological Stress Responses and Spa Use

> 関谷 大輝\* Daiki SEKIYA

キーワード:温泉訪問頻度 (frequency of hot spring visit)、ストレスコーピング (stress coping)、心理的ストレス反応 (psychological stress response)、温泉愛好度 (degree of liking of hot spring)、ヘルスツーリズム (health tourism)

#### 1 問題と目的

#### (1) 温泉とヘルスツーリズム

近年、観光行動や観光目的の多様化にともなって、エビデンスに基づいた $^{1)}$ 健康増進や健康回復効果に対する期待を伴った観光行動である"ヘルスツーリズム (health tourism)"が注目されている。もともと、ヘルスツーリズムという呼称は、The International Union of Official Travel Organizations (IUOTO) によって1973年にまとめられたヨーロッパにおける温泉療養に関する実態の報告書において用いられたのが最初であるといわれる $^{2)}$ 。2018年4月からは、本邦でもヘルスツーリズム認証制度が事業化されており、温泉はその一翼を担う主要な資源と位置づけることができる $^{3}$ 。

一方で、わが国において温泉は単にレジャーとして扱われがちであり、科学的な検討が不足していることが指摘されている<sup>4)</sup>。温泉を活用したヘルスツーリズムに関し、その有効性や課題を明らかにする実証的な知見を蓄積し、より積極的かつ効果的な温泉資源の活用につなげていくことが期待される。

(2) ストレスコーピング資源としての温泉 我々温泉利用客は、温泉に対して"リラッ クス"、"ストレス解消"、"疲れが取れる"と いったイメージを多く抱く<sup>5)</sup>。2020年初頭にも、露天風呂の写真とともに「何も、考えたくない。ただ、温泉に入りたい。」というキャッチコピーだけが書かれている広告ポスターを小田急電鉄が掲出し、話題と共感を呼んだように<sup>6)</sup>、一般的にも「温泉でストレス解消」、「疲れたから温泉に行きたい」といった表現は、多くの人々がしばしば口にしたり、あるいは耳にしたりするものであろう。

我々が社会生活を送る際に、ストレスを完 全に回避することは不可能といってよい。ま た、ストレスには、心身にポジティブな影響 を及ぼすユーストレス (eustress) と、心身 に対してネガティブな影響をもたらすディス トレス (distress) があることが知られてい る7)。ユーストレスは、心理的な快感情や身 体的な健康といったウェルビーイングを向上 させるが、ディストレスは急性あるいは慢性 的な心身の不調や不快感といったストレス反 応をもたらす。今日、一般的に「ストレス」 という用語が用いられる際は、ディストレス の意味で扱われることが多い(以下、本研究 においてストレスと記す際はディストレスを 意味する)。ストレスに対処するための行動 はストレスコーピング (stress coping) と呼 ばれる。日本人にとっての温泉は、長年にわ

<sup>\*</sup>東京成徳大学 (Tokyo Seitoku University)

たって、ストレスコーピングに有用であり、 また、その重要な一資源として見なされてき たといってよい。

# (3) 主要な職業的ストレス要因としての 感情労働

ストレスの原因になり得る要因は多種多様であるが、その中でも、現代社会における主要かつ持続的なストレッサーとして、職業ストレスの存在を無視することはできない。特に、現代のわが国はサービス産業化が進行し、労働者の多くが対人的な関わりを職務上求められる環境での業務に従事している。このような職業においては、肉体的な資源や財脳(情報・知識)的な資源のみならず、対人コミュニケーションにおいて重要になる感情を適切に管理したり活用したりするなど、感情的な資源を用いることが非常に重視される。

米国の社会学者ホックシールド(Hochschild, A. R.) は、このように感情的な資源の活用が不可欠である特徴を持つ職業を"感情労働 (emotional labor)"と名付けた<sup>8)</sup>。感情労働は、労働者に対してストレスをもたらす要因になることが数多く指摘されている<sup>9)</sup>。すなわち、現代社会で働く私たちの多くは、一定の感情労働的なストレスによる影響との対峙を求められているといえる。

#### (4) 本研究の目的

職業ストレスに晒されているいわゆる現役世代の人々においても、温泉の人気は高い<sup>10)</sup>。上述のように、温泉はストレスコーピングに有用であるというイメージは一般に広く膾炙しているため、日常的にストレスの影響を強く受けている者ほど、温泉に行きたいと考える傾向も強いであろう。また、この傾向は特に温泉の愛好者において顕著であると予測できそうである。ただし、当然ながら、温泉の効果を享受するためには実際に温泉地に足を運ばなければならない。本邦では温泉地に宿泊する客の約9割が観光目的であるともいわれる中で<sup>11)</sup>、今日、実際にストレス

を溜めた人々がどの程度温泉を訪れ、ストレスコーピング資源として温泉を活用しているのかという関連は不明である。これを確認するためには、現に高ストレスな状況下にある人々がどの程度温泉を訪れているのかを把握することが必要となる。

以上の議論から、本研究では、心理的ストレス反応と温泉訪問頻度の関連について、温泉の愛好度も踏まえた上で定量的に明らかにすることを試みる。そのデータをもとに、温泉をストレスコーピングに役立てていくために留意すべき視点を検討することを目的とする。

#### 2 方法

#### (1)調査対象者および調査方法

インターネット上のウェブ調査実施会社 (楽天リサーチ株式会社)を利用した調査を 実施した。職業的なストレッサーとの関連を 問う調査であることを踏まえ、回答協力者は 有職の社会人<sup>12)</sup>に限定し、500名から回答 を得た。協力者には、回答謝礼として、楽天 リサーチ株式会社から規定のポイントが付与 された。調査は2015年3月に実施された。

#### (2)調査の構成

#### 週あたりの勤務時間数

平均的な1週間あたりの勤務日数と、1日 あたりの平均的な勤務時間数について数値での回答を求めた。この2つの数値を掛け合わせ、回答者の平均的な週あたりの勤務時間数として扱った。

#### 心理的ストレス反応

自己評価式により心理的なストレス反応の多面的な測定ができる尺度として、尾関らによって作成された「大学生用ストレス自己評価尺度」に含まれる項目群を参考に $^{13, 14, 15)}$ 、計 $^{20}$ 項目を抽出して用いた(項目例:"悲しい気持ちだ"、"いらいらする"、"気持ちが張りつめている"、"気がかりなことがすぐ頭に浮かぶ"、"体がだるい"など)。 教示では、尾関 $^{16)}$ にしたがって、「最近  $^{16}$ にしたがって、「最近  $^{16}$ にしたがって、「最近  $^{16}$ 

状態」についてどの程度あてはまるか判断して回答するように求めた。選択肢は、"よくあてはまる"から"全くあてはまらない"までのリッカート尺度形式による4件法であった。得点が高いほど、心理的ストレス反応が高いことを意味する。

#### 感情労働

心理的ストレスに結びつく職業的な負荷を 確認する要因として、感情労働への従事の程 度を測定する感情労働尺度日本語版 17) を使 用した。本尺度は、感情労働を構成する複数 の側面である、頻度、強度、種類、表層演技、 深層演技、持続時間について多面的に測定す る尺度であり、普段の仕事中に、項目に示さ れた内容をどの程度の頻度で経験するかを問 うものである。本研究では、従事時間を数値 で問う質問を除く14項目を使用した(項目 例: "本当の気持ちを出すことを抑える"、"た くさんの種類の感情を表現する"、"仕事上必 要とされる特定の感情を出す"、"本当は感じ ていない感情を、感じているかのようにふる まう"、"見せないといけない感情を実際に感 じるようにしようと試みる"など)。選択肢 は、"全くない"から"いつもある"までのリ ッカート尺度形式による5件法であった。得 点が高いほど、感情労働的な業務により従事 していることを意味する。

#### 温泉愛好度

「次の項目を見て、温泉についてあなたの考えに最も近い選択肢を選んでください」という教示を行い、「普段、温泉に行きたいと思う」、「温泉が好きだ」、「好きな温泉地がある」、「行ってみたい温泉地がある」という4項目に対し、"全くあてはまらない"から"とてもあてはまる"までのリッカート尺度形式による5件法で回答を求めた。得点が高いほど、温泉への愛好度が高いとみなした。

#### 温泉訪問頻度

温泉を訪れる頻度について、「月に数回以上、「月に1回くらい」、「 $2 \sim 3$  ヶ月に1回くらい」、「 $4 \sim 3$  に1回くらい」、「 $4 \sim 2$  年

に1回くらい」、「数年に1回以下」、「ほとんど行かない」という7段階の選択肢を提示し、 選択を求めた。

#### デモグラフィック項目

年齢、性別、居住地について回答を得た。

#### 3 結果

#### (1) データのスクリーニング

データ分析にはHAD16.30を用いた $^{18)}$ 。 まず、分析に先立ち、使用した各尺度におい て、全項目に対して同一の選択肢番号を回答 (いわゆるストレートライン回答) していた 場合は、回答の信頼性に疑問が持たれる不誠 実回答をした可能性が高い協力者であると判 断し、その協力者の回答は全分析から除外し た。本調査の実施においては、調査データ回 収時点でストレートライン回答者のデータク レンジングを行わなかったため、この段階で 142名の回答が除外され、358名を分析対象 とした。分析対象者の性別は、男性238名、 女性120名であり、平均年齢は45.46 (SD= 9.62)歳、22歳~65歳の範囲であった。また、 居住地域は北海道から沖縄県に至る全都道府 県に分布していた。

#### (2) 測定尺度の内的一貫性の確認

心理的ストレス反応の測定に用いた20項目の信頼性係数は $\alpha=.95$ であり、高い内的一貫性を示した。また、天井効果や床効果を示した項目もなかったため、本研究では、この20項目の合計得点を算出し、総合的な心理的ストレス反応得点として扱った。

また、感情労働尺度 14 項目の信頼性係数 は  $\alpha=.89$  であり、同様に高い内的一貫性が確認され、天井効果や床効果を示した項目も見られなかった。本研究では、14 項目の合計得点を算出し、感情労働得点として扱った。

温泉愛好度については、4項目の主成分分析を行ったところ、各項目は第一主成分に対して.81  $\sim$  .86 の高い主成分係数を示した。内的一貫性は、 $\omega$  = .91 であった。この4項

目に対する回答の合計得点を、温泉愛好度得 点として扱った。

#### (3) 記述統計量および単相関

各測定変数の記述統計量および、変数間の相関係数を表1に示す。週あたりの勤務時間と心理的ストレス反応の間には有意な相関が見られなかった一方で、感情労働と心理的ストレス反応の間にはやや弱いながらも、有意な正の相関が見られた。すなわち、心理的ストレス反応は、勤務時間の長短ではなく、感情的なコントロールを求められるという業務の特性と関連する傾向があることが示唆され、本研究で測定した心理的ストレス反応の一部が、感情労働的な職業ストレスによって規定されていることが確認できた。

また、協力者全体の傾向としては、温泉愛 好度と温泉訪問頻度の間には中程度の正の有 意な相関が見られた。すなわち、温泉愛好度 が高い者は、温泉を訪れる回数が多い傾向が あることが確認された。その一方で、心理的 ストレス反応と温泉訪問頻度の間にはほとん ど相関が見られず、ストレス反応の強弱と温 泉訪問頻度は相互に連動しないことが示され た。

### (4) 温泉愛好度、心理的ストレス反応と 温泉訪問頻度の関連

続いて、温泉愛好度の高低と心理的ストレス反応の高低の組み合わせによる温泉訪問頻度の違いを確認するため、温泉愛好度のレベル(高低)と心理的ストレス反応のレベル(高低)によって回答者を4群に分け(表2)、それぞれの群に属する者における温泉訪問頻度を比較した。高低の分類は、各変数の平均値  $\pm 0.5$  標準偏差(SD)を基準とし、平均値 + 0.5 の得点であった者を高群、平均値 - 0.5 の得点であった者を低群とした。

温泉愛好度(高低)および心理的ストレス

平均値 標準偏差 4 1 1 年齢 45.461 9.623 2 週勤務時間数 40.640 10.305 -.007 3 感情労働 35.444 7.949 -.110 \* .128 \* .273 \*\* 4 心理的ストレス反応 -.157 \*\* 36.075 12.338 -.080 5 温泉愛好度 13.835 3.922 .110 \* .090 +.024.086 .457 \*\* 6 温泉訪問頻度 3.388 1.685 .057.084.079.033

表1 測定変数の平均値,標準偏差,および変数間の単相関係数

N = 358, \*\* p < .01, \* p < .05, + p < .10

(注)筆者作成。

表2 温泉訪問頻度の群ごとの平均値、標準偏差

温泉愛好度	心理的 ストレス反応	N	平均値	標準偏差
低	低	37	2.595	1.674
	高	26	3.077	2.134
高	低	42	4.595	1.106
	高	46	3.913	1.443

(注)筆者作成。

反応レベル (高低) を独立変数とし、温泉訪問頻度を従属変数とする二要因分散分析を行った $^{19)}$ 。温泉愛好度×ストレス反応レベルの交互作用が有意 (F(1, 147) = 5.01、p<05、 $\eta^2$  = .03) であったことから、単純主効果検定を行ったところ、心理的ストレス反応が低い群の単純主効果 (F(1, 147) = 32.28、p<.001、 $\eta^2$  = .295)、心理的ストレス反応が高い群の単純主効果 (F(1, 147) = 4.761、p<.05、 $\eta^2$  = .064) がともに有意であった。多重比較 (Bonferroni法) の結果、心理的ストレス反応の高低を問わず、温泉愛好度が高い群の温泉訪問頻度が多いことが示された。

一方で、温泉愛好度においては、高群のみ単純主効果が有意となったF(1,147)=4.189、p<.05、 $\eta^2=.046$ )。多重比較(Bonferroni法)の結果、温泉愛好度が高い群においては、心理的ストレス反応が低い者に比べ、高い者の温泉訪問頻度が有意に減少する (p<.05,d=.434) ことが示された(図1)。

#### 4 考察

本研究では、一般社会人を対象とした調査 を通じ、職業生活とも関連した心理的ストレ ス反応と、温泉訪問頻度の関係について、温 泉愛好度の高低を踏まえながら検討した。そ の結果、全般的な傾向としては、温泉愛好度 が高いいわゆる「温泉好き」は、温泉を訪れ る回数も多いことが示された。その一方で、 心理的ストレス反応の高低は温泉訪問頻度と 明確な関連が見られず、ストレスが溜まった からといって、温泉に訪れる回数は増減しな いことが明らかになった。本来ならば、心理 的ストレス反応が高い「ストレスが溜まった 状態 | になるほど、温泉を訪れる回数を増や してストレス解消を図ることが望ましいと考 えることが可能だが、そのような傾向は見ら れなかった。

さらに、本研究で注目すべき結果は、温泉 愛好度と心理的ストレス反応が交互作用を持って温泉訪問頻度を規定する可能性が示唆されたことである。すなわち、温泉好きである 人々においては、心理的ストレス反応が高い

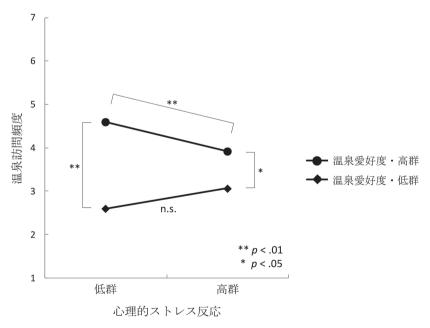


図1 温泉愛好度と心理的ストレス反応の高低による温泉訪問頻度の変化 (注) 筆者作成。

群の温泉訪問頻度が減少傾向になるという逆 説的な関連が見出された。これらの結果は、 ストレスコーピングの資源として、温泉が必 ずしも有効に活用されているとはいえない可 能性を示唆するものだといえる。本研究の結 果を踏まえ、我々のストレスコーピングに対 する姿勢と、今後のヘルスツーリズムとして の温泉活用に対する示唆について考察を試み たい。

### (1) 温泉はヘルスツーリズムの資源として 活用されているのか

本研究では、ストレスの高低を考慮せずに 温泉愛好度の高低のみを基準にした場合に は、確かに、「温泉好き」の人々はそうでな い人々に比べてより頻繁に温泉を訪ねている 傾向が見られている。しかし、これは人々が 温泉をストレスコーピング資源として活用す るヘルスツーリズム的な意図による結果では なく、単に温泉が好き(温泉旅行が好き)だ から頻繁に温泉に行くという、主に観光や行 楽的な意図に基づく行動の結果かもしれな い。もちろん、たとえヘルスツーリズムとい う意図がない観光行動であっても、ツーリズ ム全般には一定の健康効果が期待できるであ ろうし、その中で温泉に入浴する機会があれ ばより一層、結果的にヘルスツーリズムに類 した効果を得ることは可能だと考えられる<sup>20)</sup>。 よって、温泉利用が我々にもたらす健康増進 効果という点では、温泉を訪れる意図がヘル スツーリズム的な目的に基づくのか、あるい は単に観光的な目的によるのかを議論する必 要性は低いのかもしれない。

しかし、ここで改めて「温泉好き」の人々に視線を向けてみたい。「疲れが取れて」「ストレス解消になる」というイメージが強い温泉を、ストレスが溜まった際に活用することは、「温泉好き」と呼べる人々の間でより強く期待されるストレスコーピング方略のはずである。ところが、本研究では「温泉好き」の人々はストレスが溜まると温泉を訪ねなくなってしまう傾向が示されている。すなわ

ち、認識のレベルでは「ストレスが溜まっているので、温泉を訪ねてストレス解消したい」というイメージを持っているとしても、それが行動のレベルでは十分に実現されていないと見ることが可能だろう。これは、「温泉好き」の人々の間でさえ、現状では温泉が観光の対象にとどまっており、ヘルスツーリズムの観点から温泉を活用するという行動化は十分に実現できていないことを示唆している。ヘルスツーリズムの一資源としての温泉活用をより一般化し、促進するためには、検討すべき課題がまだ残されているものと考えられる。

# (2) 温泉をストレスコーピング資源として 活用するための示唆

では、なぜ、本来はストレスコーピングの 手段として温泉を積極的に活用する動機を持 つはずの「温泉好き」の人々は、ストレスが 溜まった時に温泉に行く頻度が低かったのだ ろうか。本研究は一時点の調査に基づく横断 的な相関研究であり、「ストレス反応が高い から、温泉訪問頻度が減った」のか、「温泉 訪問頻度が少ないから、ストレス反応が高温泉 訪問頻度が少ないから、ストレス反応が高は は推測的にしか述べることができない。断定 は困難であるが、温泉愛好度が高い人々の は困難であるが、温泉愛好度が高い人々の 最 泉訪問頻度のデータを見ながら、二つの可能 性を踏まえて、温泉をストレスコーピング資 源として活用するための示唆を検討したい。

第一に、温泉好きの人々は、本当にストレスが溜まると温泉に行かなくなってしまう傾向があるという解釈である。もとより、ヘルスツーリズム自体、その効果が短期的であり、大きな健康効果を認識することが困難であると指摘されている $^{21}$ 。また、ストレスレベルが高い人が温泉のストレス低減効果を得るには、長期の温泉滞在が望ましいことが示唆されているように $^{22}$ 、温泉好きである人々は、真に温泉の効果を得るためには日帰りや1泊といった短期滞在では十分ではないことを体感的に理解しているのかもしれな

い。本研究の対象者のような現役社会人であれば、なおさら温泉地での長期滞在は困難であろう。一旦ストレスが蓄積してしまえば、いわば体力を温存するかのように、短期的な温泉への訪問をしないという選択をせざるを得なくなっている可能性が考えられる。

他方、別の視点から本研究の結果を肯定的に解釈するならば、温泉を頻繁に訪れている温泉好きの人々は、心理的ストレス反応を低く抑えられているという解釈も可能である。この視点に立てば、高い温泉訪問頻度をキープすることで、ストレス低減に効果があるという主張が可能になる。とはいえ、この解釈に立脚するとしても、ストレスのレベルが高まってしまった「温泉好き」の人々において、温泉訪問頻度が低くとどまっていることの説明は難しく、温泉のストレスコーピング効果を示唆することはできる反面、ストレスが高まった際の温泉利用をどう促進すべきかという課題は残される。

いずれの推察が妥当だとしても、温泉をストレスコーピング資源として活用するには、「ストレスが溜まり過ぎないうちに」温泉を訪ねるという、「一次予防的」な見地が重要になると考えられる。特に、いわゆる現役世代の人々の場合、長期間の温泉地滞在は困難であろう。しかし、短期的な訪問しかできないからこそ、まだ元気なうちに、積極的なストレスコーピングの一形態として、温泉ヘルスツーリズムのストレス低減効果を享受するという意識を持つことが望ましいという提言ができそうである。

#### (3) 本研究の限界と今後の課題

本研究では、調査対象となったサンプル数に一定の制約があり、居住地や年齢、具体的な職種ごとの差異の検討はできなかった。また、上述のとおり、本研究は相関研究であり、因果関係の断定は不可能である。このため、心理的ストレス反応の増減と、温泉訪問頻度の増減の因果的な関係性を詳細に解明することはできていない。温泉入浴や温泉療法以外

のヘルスツーリズムに関連する研究が少ない中で<sup>23)</sup>、少なくとも一時点における心理的ストレス反応の程度と温泉訪問頻度の関係を示唆できたことに価値はあると思われるが、今後は、より多くの対象者に対して、縦断的な研究デザインを用いた大規模な検討を行い、さらに具体的な提言につなげていくことが望まれる。

#### 注・参考文献

- 1) 竹田明弘 (2019):「わが国におけるヘルス ツーリズム研究の現状と課題」、『観光学』、 21頁、35-44頁。
- 2) 前掲1) に同じ。
- 3) 荒川雅志 (2010):「スパセラピーのエビデンス―ヘルスツーリズム振興に向けた学術基盤整備―」、『観光科学』、2頁、47-62頁。
- 4) 山村順次 (2004):『世界の温泉地―発達と 現状』、日本温泉協会。
- 5) 関谷大輝・加地雄一(2015):「温泉ツーリズム志向と温泉イメージの特徴を探る―心理的要因との関連に着目して―」、『東京成徳大学研究紀要―人文学部・応用心理学部―』、22号、49-62頁。
- 6) withnews (2020):『何も考えたくない。ただ、温泉に入りたい…直球すぎる小田急ポスター』、https://withnews.jp/article/f0200207003qq00000000000000000W00010201qq000020467A#parts\_3 (2020年4月30日閲覧)
- 7) Hargrove, M. B., Becker, W. S., & Hargrove, D. F. (2015): The HRD eustress model: Generating positive stress with challenging work. Human Resource Development Review, 14, 279-298
- 8) Hochschild, A. R. (1983): The managed heart: The commercialization of human feeling. Berkeley: University of California Press.
- 9) Bliese, P. D., Edwards, J. R., & Sonnentag, S. (2017): Stress and well-being at work: A century of empirical trends reflecting theoretical and societal influences. Journal of Applied Psychology, 102, 389-402.

- 10) 前掲5) に同じ。
- 11) 日本温泉科学会 (2005): 『温泉学入門―温 泉への誘い』、コロナ社。
- 12) 職種を問わずに、会社員、団体職員、フリーランス、公務員等の幅広い対象からの回答を得た。
- 13) 尾関友佳子(1990):「大学生のストレス自己評価尺度―質問紙構成と質問紙短縮について」、『久留米大学大学院紀要: 比較文化研究』、1頁、9・32頁。
- 14) 尾関友佳子(1993):「大学生用ストレス自己評価尺度の改訂―トランスアクショナルな分析に向けて」、『久留米大学大学院比較文化研究科年報』、1頁、95-114頁。
- 15) 尾関友佳子・原口雅浩・津田 彰(1994): 「大学生の心理的ストレス過程の共分散構造 分析」、『健康心理学研究』、7頁、20-36頁。
- 16) 前掲13) に同じ。
- 17) 関谷大輝・湯川進太郎 (2014):「感情労働 尺度日本語版 (ELS-J) の作成」、『感情心理 学研究』、21頁、169-180頁。
- 18) 清水裕士 (2016):「フリーの統計分析ソフト HAD:機能の紹介と統計学習・教育、研究実践における利用方法の提案」、『メディア・情報・コミュニケーション研究』、1頁、59-73頁。
- 19) 心理的ストレス反応レベルの主効果は有意ではなかった  $(F(1, 147) = .15, \text{ n.s.}, \eta^2 = .00)$  一方で、温泉愛好度の主効果は有意であった  $(F(1, 147) = 29.71, p < .001, \eta^2 = .17)$ 。
- 20) 前掲1) に同じ。
- 21) 前掲1) に同じ。
- 22) 牧野博明・戸田雅裕・小林英俊・森本兼曩 (2010):「温泉地での長期滞在によるストレ ス低減効果の検証及び短期ツアーとの比 較」、『観光研究』、21頁、31-39頁。
- 23) 前掲1) に同じ。

# 温泉地における排除と隠蔽―近代の別府温泉を事例に―

Exclusion and Concealment in Hot Springs
—A Case Study of Modern Beppu Hot Springs—

中山 穂孝\* Hotaka NAKAYAMA

キーワード:温泉観光地 (spa resort)・排除 (exclusion)・近代 (modern)・別府市 (Beppu city)

#### 1 はじめに

#### (1) 研究の背景と目的

2020年3月24日、新型コロナウイルスの 世界的な拡大によって、東京オリンピック・ パラリンピックの1年延期が正式決定され た。これまで4年に1度の祭典に向けて、開 催都市では競技場や選手村などの建設といっ た様々な準備が進められてきた。そのなか で、しばしば問題視されてきたのが、競技場 や選手村を建設するために住民の立ち退きが 発生している点である。こうした公権力が強 制力を行使した住民の立ち退きは、新しい住 宅への移転といった生活環境の劇的な変化だ けではなく、人間関係の再構築を強いるもの である1)。こうした住民の立ち退き問題は、 オリンピック・パラリンピックなどのメガイ ベント開催時だけではなく、多くの都市開発 のなかでも生じてきた。

近代以降、日本の多くの都市で貧困層の住宅・居住問題が発生してきた。そのなかで、過剰な人口が押し寄せる低水準の住宅が密集している地域は、概してスラムと名付けられ、衛生面・治安面を背景として主に行政や警察から注視されてきた<sup>2)</sup>。こうしたなかで、大阪市などの都市部に立地するスラムは、衛生行政の一環としてスラムクリアランスの対象とされた<sup>3)</sup>。そして、戦後日本の都市の焼け跡や高架沿い、河川敷などに建てられたバラック街は、行政などの働きかけによって消滅した<sup>4)</sup>。このように、近代以降、都市の一

角に存在してきた「異なるもの」としてのスラムやバラック街は常に行政による排除の対象としての眼差しが向けられてきた。こうした排除の過程が、人文地理学の研究対象として捉えられたのは、1990年代中盤以降のことであった。

その大きな転換点となったのは、1994年に発表された水内による論考であった。そのなかで、水内は、近代都市空間の形成に関する諸研究の整理を踏まえ、それまでの近代を対象とした人文地理学研究で不問とされてきた都市下層社会などの事象が、人文地理学研究の新たな研究対象となり得ることを指摘した50。この指摘は、その後の人文地理学における近代都市を対象とした研究に大きな影響を与えた。特に近代都市において、社会問題としての貧困や差別が都市内にどのように出現し、解決策が講じられたのかという問題意識は、多くの人文地理学研究者の間で共有されてきた。

1995年に発生した阪神・淡路大震災での被災者やバブル経済崩壊後の長い経済不況において、都市で可視化されたホームレスなどのいわゆる居住貧困層が社会問題化したことで、全国的に様々な居住支援活動が活発化し、都市内で残存し、放置されてきた不法占拠地区が研究対象として注目を集めるようになった。人文地理学においては、「異なるもの」と結びつけられた地域や場所が最終的に排除される点を前提とし、その排除過程を考

<sup>\*</sup>川村学園女子大学 (Kawamura Gakuen Woman's University)

察する研究が蓄積されてきた<sup>6)</sup>。本岡は、戦後期における日本の都市で展開した不法占拠地区の全体像の把握を試み、戦後期の神戸市<sup>7)</sup>や東京都<sup>8)</sup>の不法占拠地区の消滅過程や社会的および空間的な特性を明らかにしている。

一方、近代における「排除」に関しては、 麻生による一連の論考がある。麻生は、人文 的景観のなかから「異なるもの」が排除に至 る物語が読み取れるとし、1930年代の奄美 大島で発生したカトリック排撃運動がどのよ うに正当化されたのか考察している。そのな かで、排撃されカトリック信者が島外に去っ た後、教会などの建物は排除されることな く、町役場などに転用されており、「異なる もの | であるカトリックの排除が正当化され ようとしていたことを明らかにしている<sup>9)</sup>。 そして、この排撃運動は、国民国家としての 日本が形成されるなかで、本土の人間から 「異なるもの | との眼差しを向けられてきた 奄美大島の住民たちにとって、忠実な「日本 国民 | となることに繋がると考えられていた と指摘されている<sup>10)</sup>。つまり、国民国家の 形成という大きな流れが、「異なるもの」の 排除を正当化させる役割を持っていたのであ

こうした本岡や麻生らの研究は、主に都市 部に立地する不法占拠地区の消滅過程や宗教 を背景とした排除過程に注目したものであ る。近代は、東京や大阪などの大都市だけで はなく、各地方都市においても地元有力者や 民間企業を中心とした都市開発が積極的に実 施されていた。つまり、地方都市においても 大都市と同様の「異なるもの」の排除が実行 されていたのではないだろうか。

また、外部からのイメージによって発展が 大きく左右される観光産業を基盤とした地域 において、「異なるもの」がどのように排除 されたのか明らかにする必要もあるだろう。 一般的に観光産業の成長には、観光客に快適 な空間を提供することが必要不可欠である。 そのため、観光地においても「異なるもの」 の積極的な排除が実行された可能性が高いだろう。つまり、近代の観光地を対象とすることで、先行研究で分析対象とされた大都市とは異なる特徴をもった排除の過程を明らかにすることができるのではないだろうか。

以上の点を踏まえて、本研究は、大正時代に大分県別府市(以下、別府)で発生した的 ケ浜事件を事例に、温泉観光地における「異なるもの」の排除とその背景を、主に新聞記 事を資料として明らかにする。

#### 2 近代別府の温泉観光地化

別府は年間約900万人の観光客が訪れる、 日本を代表する温泉観光地である。別府が、 こうした巨大な温泉観光地に発展できた大き な要因の1つは、豊富な温泉資源を背景とし た積極的な観光開発が進められたからであ る。この観光開発は、近代から開始され、大 阪商船による瀬戸内海航路の拡充がその先駆 けであった。1871 (明治4) 年に瀬戸内海の 海上交通網の構築と温泉観光客の誘致を目的 とした別府港が整備され、大阪開商社汽船に よる大阪-別府間航路の開設(1873年)を皮 切りに、多くの船会社が設立された<sup>11)</sup>。そ のため、価格競争が激化したことで、住友家 の広瀬宰平によって企業合同が実施され、 1884 (明治17) 年に大阪商船会社 (以下、大 阪商船)が創立された。大阪商船は、1897(明 治30) 年に別府出張所を開設し、1900 (明治 33) 年に出張所が支店に昇格すると、別府は 瀬戸内海航路の拠点となった。

1880年代、日本鉄道の成功を皮切りに全国で私鉄企業の勃興がおこり、全国各地で鉄道路線網の拡充が進んだ。別府においては、官鉄別府駅が1911 (明治44)年に開業し、北部九州や山陽方面からの観光客の来訪が促進された。これに危機感を抱いた大阪商船は、鉄道交通に対抗するために、大型客船の導入を決め、1912 (大正元)年から大阪-別府間航路に紅丸が就航した。紅丸は、全長73m、約1400tの当時としては非常に大き

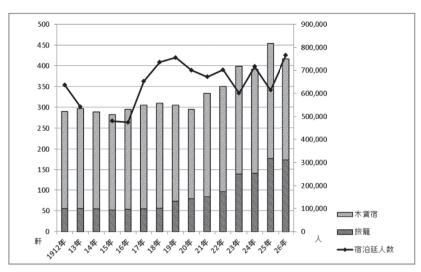


図1 別府における旅館数及び宿泊者数の推移(1912年~1926年) (注)中山(2015)より引用。

な客船であった。その後も、大阪商船は大阪 - 別府間航路に次々と大型客船を就航させ、 別府港も大阪商船専用の桟橋を整備し、大型 客船の接岸も可能とした<sup>12)</sup>。以上のような 陸海路による交通網の拡充によって、別府の 観光業は、宿泊施設数と宿泊延人数ともに増 加した。

宿泊施設数の増加について詳しくみると、 木賃宿の割合が減少し、旅籠が増加している ことがわかる(図1)。このことは、概ね1週 間以上滞在する湯治客が主に利用していた木 賃宿が減少し、1週間以内の短期滞在者が主 に利用する旅籠が増加していることを示して おり、長期滞在型旅行から短期滞在型旅行へ 需要が大きく変化したことを示している。そ の結果、短期滞在者向けの娯楽施設や歓楽街 が形成され、それまでの静かな湯治場として の雰囲気から、歓楽的な温泉観光地へと転換 された<sup>13)</sup>。この転換は、様々な旅行案内書 や紀行文でも記載され、歓楽地としての別府 イメージは高度経済成長期まで続いていくこ とになる。

以上が、近代別府における温泉観光業の発展の概要である。大阪商船の瀬戸内海航路の 拡充によって、多くの短期滞在の観光客が別 府を訪れていたことがわかる。このような輝かしい発展期を迎えた別府において、中央政府をも巻き込む事件が発生したのであった。

#### 3 的ヶ浜事件の発生

#### (1)的ヶ浜集落の概要

別府町有地と南石垣村の安部辰次の私有地にまたがる位置に小さな的ヶ浜集落があった(図2)。この集落には、1922 (大正11)年3月25日時点で、19戸の家屋に22世帯約60人が居住していた<sup>14)</sup>。このなかには、子供も数人含まれており、内務省の発表によると、子供たちは、昼は屑拾いで日銭を稼ぎ、夜は街路に出て物乞いをするとともに窃盗や空き巣などの違法行為を繰り返していた、とされる<sup>15)</sup>。集落民は、竹細工業を公然と営んでいるが、実態は2、3世帯を除いて「浮浪者」とされていた。この「浮浪者のなかには乞食や山窩なども含まれ」ており、1900年頃より別府警察署によって注意が払われていた<sup>16)</sup>。

また、集落民のなかに「乞食や山窩 (サンカ) がいた」ことから、集落民の顔ぶれは固定的ではなく、流動的であったと言われている<sup>17)</sup>。そのため、集落を構成する家屋のつ

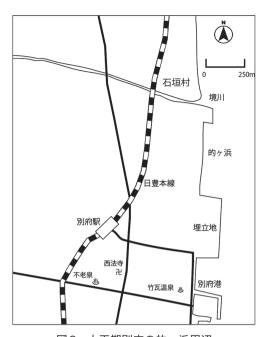


図2 大正期別府の的ヶ浜周辺 (注) 別府市街地図附近名所温泉案内 (1929年)より 作成。

くりも藁や竹を材料とした掘立小屋のような簡素なもので、大きさは間口2間(約3.6m) 奥行1間(約1.8m)の小屋や3間(約5.4m)四方の小屋であった<sup>18)</sup>。集落内には井戸が1つあるが、この井戸を使用する者はわずかで、多くは付近の小川を生活用水としていた。集落内の衛生状況は極めて悪く、1920(大正9)年には集落内でコレラ患者が発生しており、1922(大正11)年時点で「4人のハンセン病患者が居住していた」とされる<sup>19)</sup>。

#### (2)的ヶ浜事件の発生

1922 (大正11) 年3月25日、的ヶ浜集落が焼打ちされる的ヶ浜事件が発生した。この焼打ち事件に際し、内務省は、立ち退きが完了したために集落を焼却したとの見解を発表した。実際、前述のように別府警察署は、治安面と衛生面から的ヶ浜集落を警戒しており、別府警察署長が各警察官に対して訓示を述べ、警察官に現地調査と立ち退きの説得を命じていた。また、こうした別府警察署の対応の背景には、別府町の町有地が不法に占有

され、的ヶ浜集落が立地していたため、別府 町から別府警察署に集落の立ち退きに関する 相談が寄せられていたこともあったと考えら れる<sup>20)</sup>。

的ヶ浜集落の立ち退きは、3月25日に別府警察署員7名によって実行された。まずは、別府町有地を不法占拠している集落民(病気の者を除く)たちに対する立ち退き及び住居としている小屋の解体の説得を試みることから始まった。その結果、説得を受けた集落民は、住居としている小屋を解体し、焼却処分した。その後、他の集落民の立ち退きと残存している小屋の解体を説得したが、本籍者や妊婦が居たといった理由によって立ち退きは延期となった。

以上の立ち退きの流れは内務省によって発 表されたものである。しかし、報道機関によ って報道された内容は異なっていた。4月7 日の『大阪時事新報』では、当時野党であっ た憲政会の大分県支部の報告が掲載されてい る。そこでは、別府警察署員らが的ヶ浜集落 に居住している「老若男女に向って直に此処 を立ち去るべしと言明し一方より火を放ち二 戸を焼失せしめし」と掲載されている21)。そ して、『大阪時事新報』の記事には、別府警 察署の弁明も記載されており、「別府町的ケ 浜貧民部落の立退きに就いては予て注意を促 して居ったが更に其の効果なきを以て今回閑 院宮殿下の御来県を機として彼等を追払った 次第である・・・其の大部分は山窩であるか ら焼払っても差支えはない」としている<sup>22)</sup>(図 3)。また、焼打ちの被害者側の陳述も記載 され、「突然に巡査六名が来て直に立ち去る べしと言明し其終わるか終わらぬに一方から 火を放ち二戸を焼失せしめ夫れより鎌ナイフ 等を以て小屋を切壊し海岸に引出して焼却し たと云う」と伝えている<sup>23)</sup>。

さらに、別府警察署は、焼打ちの被害者を 救済するために至心会を組織して寄付金を募 集した後、被害者を収容するための長屋住宅 の建設に着手した西法寺(浄土真宗)に対し

を事は水畑であるが其の大部分は山窩であるから機構つても差されない。 宮殿下の御來縣を機さして彼等に其の効果なきを以て今回開院に其の効果なきを以て今回開院に其の効果なきを以て今回開院 げ迷ふ程に一々小屋を切壊し海れてか老若男女の右往左往に逃 放ち二戸か焼矢せしめしも斯て去るべしさ言明し一方より火か 共他乞食)健康者の出稼留守中職業は竹細工箒製造漁業日屋稼 在郷軍人四名、動八等帶勳者(其居地なるも其內に納稅者三名、 部下の巡査六名を引率し同町的時頃別作警察署薬林巡査部長は の内には納税者も在郷軍人も居を追拂つた次第である素より其 狀を極めた。 学に引出して毀却せしめ一大惨が迷ふ礁に一々小屋を切壊し海 十八日實地調査を爲し同二十九終部保安課長松本茂一は三月二 警察側の辯明に依れば別府町 老若男女に向つて直に此處を立 人口百五十餘人種々なる者の 代々の警察署長注意を辨ひ今日 ケ濱貧民部落に至り (同部落は部下の巡査六名を引率し同町的 警察の辯 は同地の松林に延焼する事かは 二十餘年前より乞食部落さして 五百五十餘人種々なる者の雜五十餘戸 年三月二十五日午前 右に對する

またたはまずまます。 大分線別府警察署管内資民部 大分線別府警察署管内資民部 がより本部に送致し来つた實狀 がより本部に送致し来つた實狀 がより本部に送致し来つた實狀

本語 政會大分縣支部の報告 憲政會大分縣支部の報告 電子分縣支 日に警察部各課長並に高等主任 を招集會同して當の責任者たる と招集會同して當の責任者たる の表別を記述し、 一次の表別である。 一定の表別である。 一定のる。 一定の。 

竹綿工資掛金回收未濟者日履稼 俗都は同地を去り尚ほ病人婦人ので部落居住民も後難か恐れ百ので部落居住民も後難か恐れ百の干渉懸追は愈々猛烈さなつた 救濟者に壓迫 實況目撃談 前十時頃病人不具者子供等が右況目撃談に依れば三月廿五日午居住者東京府士族篠崎格三の實 留して善後策を識じてゐる 月末計算未濟者等四十餘名は 部落民善後策 **馬虫・手は徹に向つて非常なる歴** 屋住宅の建築等に著手した所が 松永要吉、日阪ゆきは、同虎雄の陳述を纏くに被害者田本館 たので門徒の注意を受け其の事て行動を監視する等の事があっ 追を加へ寺内に刑事さ潜ましめ西法寺住職に向つて非常なる歴 集し彼等罹災民を收容すべき長 つて至心會を組織し密附金を募 町西法寺往職速水宗敬が主さな 署は其の被害者救済の爲め別府 小屋を焼拂つた其の惨狀は言語 往左往に逃げ惑ふ理に火を放ち 小屋をお懐し海岸に引 しめ夫れより鎌ナイフ等か以て に巡査六名が來て直に立ち去る姓名職業等を調べて居たが突然 十時頃外套を著した役人が來ては口を揃へて三月二十五日午前 方から火を放ち二戸を焼失せ しさ言明し其終るか終らわに 又同地農園 共後醫 別府醫察 被害者側 苺 쭇 占

図3 的ヶ浜事件を伝える新聞記事(『大阪時事新報』1922.4.7)(注)神戸大学経済経営研究所 新聞記事文庫 社会事情(5-057)より引用。

て圧力を加え、西法寺は救済計画を断念するに至ったとされる<sup>24)</sup>。こうした事象は、大分県の地元新聞社においても報道されている。『豊州新報』は3月26日の紙面で、「25日午前10時より巡査10数名大挙して同部落を襲い、60余名を追い払い、掘立小屋20戸を悉く火を放ちて焼き払い云々」と報道した<sup>25)</sup>。

このような各社による報道を見てもわかるように、内務省が発表した内容とは異なる事象が報道されている。居住者が、警察署員による立ち退きの説得に応じたとされる内務省の説明とは異なり、警察署員による強制的な立ち退きの後に、集落を焼き払ったという記事であった。そして、この焼打ち事件の背景には、『大阪時事新報』で指摘されているように皇族・閑院宮載仁の大分来訪があったとされた。

#### (3)的ヶ浜事件の背景

1922 (大正11) 年4月7日に大分市で開催 される日本赤十字大分県支部総会に、日本赤 十字総裁として閑院宮載仁が出席することが 決定されていた。閑院宮載仁は、海路で別府 に入り、視察を終えた後、亀の井旅館に宿泊し、別府駅より日豊本線を利用して大分市に移動する日程であった。的ヶ浜集落は、別府湾を往来する客船から見えるため、仮に閑院宮載仁の別府視察に含まれてはいなかったとしても、的ヶ浜に立地する集落の存在が、大分県や別府市にとって「好ましくない」ものであったと推察できる。こうした背景から、別府警察署が強行的に的ヶ浜集落を焼打ちしたと考えられる。

的ヶ浜集落の焼打ち事件が発生する1ヵ月前の1922 (大正11) 年3月に全国水平社が結成され、被差別部落への差別解消と地位向上を目指す運動が全国的に拡大した。そのため、的ヶ浜事件は、一地方の小さな事件として収束せず、人権意識の高まりやハンセン病患者、山窩などへの差別意識を背景とした被害者への同情を惹き起こしながら、新聞メディアを通じて全国へと波及していった。そして、事態は、中央政府が介入するほどの大きな事件へと発展した。

焼打ち事件の拡大は、事件の批判対象が変化したことにある。焼打ち事件は、当初は貧

困に苦しむ民衆への同情論が大きかったが、的ヶ浜集落に税金を納める公民が居住していたことが判明すると、警察権力が不当に公民の居住地を奪ったことに批判が集めるようになった<sup>26)</sup>。さらに、この問題は、国政の場にまで持ち込まれ、憲政会が内閣や内務大臣に対して厳しい責任追及を始めたのであった。そして、内務省は事件の詳細を調査した後、立ち退きが完了したために集落を焼却したとの公式見解を発表し、事態の収拾を図った。

#### 4 むすび

#### (1)的ヶ浜事件へのまなざしの変遷

的ヶ浜事件は、大分市での公務のために日豊本線を利用する皇族・閑院宮載仁の目に触れないように「ハンセン病患者や山窩が暮らす」とされた的ヶ浜集落を焼き打ちした事件として、事件の後天皇制イデオロギーと差別問題の関連性が強調されてきた<sup>27)</sup>。つまり、長年、的ヶ浜事件によって焼打ちされた地域は、「被差別部落」であるとされてきたのである。しかし、1980年代後半以降、この地域は「サンカ乞食」と呼ばれた人々の集落ではないかと指摘されるようになり、この視点からの先行研究も蓄積され始めた<sup>28)</sup>。

そのなかで、藤野は、「すなわち、閑院宮来訪を間近にひかえた別府警察署は、この機にハンセン病患者の取り締まりを徹底させるべく的ヶ浜の住民の一掃をはかった。したがって、それは、通常の『サンカ狩』の形態にとどまらず、住居を焼き払うという行為をともなった。住居を焼き払うということは、でとまた消毒のためでもあった」と述べている290。皇族の来訪を控える別府は、「癩染症とことの場にがした。そして、感染症と認識されていたハンセン病の対策として、皇族の来訪と焼打ち事件が結びつけられることを避けたい内務省や別府警察署は、ハンセン病対

策であることを前面に押し出すことはせずに、この事件の収束を図った。つまり、皇族の来訪をきっかけとして、国民国家の形成のなかで周縁に位置付けられようとしていたハンセン病患者の排除が進められたのである。

しかし、このことが明るみにでると、その 批判の矛先が皇族に向く可能性もあった。国 民国家の形成を担う内務省や警察にとって は、そうした事態は是が非でも避けなければ ならないものであった。そのため、ハンセン 病対策として立ち退きが実行されたことは隠 蔽され、的ヶ浜事件は、あくまでも、温泉観 光地別府の発展を、衛生面・治安面で阻害す ると考えられた「好ましくない」存在を排除 した事件として処理された。

的ヶ浜事件は、公権力によって、観光都市別府にとって「好ましくない」存在が隠蔽された事件である。不特定多数の人々の出入りが多い別府は、多様な身分階層や特徴をもつ人々が集まっていた。そのなかには、温泉観光地として発展を進めていた別府にとっては、「好ましくない」存在もあった。ここで取り上げた的ヶ浜集落も、別府にとっては「好ましくない」存在であった。別府警察署のなかには、皇族の訪問を前に的ヶ浜集落を「処理」したいという思惑があったが、事件の発生による新聞報道で、かえって世間の耳目を集めてしまう結果となった。

#### (2) 温泉観光地のイメージと隠蔽

大阪商船による瀬戸内海航路の拡充を基盤とし、温泉観光地としての発展の歩みを加速させようとしていたところでの的ヶ浜事件の発生は、別府にとって小さくない影響を与えたと考えられる。第三者からのイメージの良し悪しが、観光地としての将来を左右している以上、通常の都市に比べて、「好ましくない」存在の排除を巧妙に秘匿しながら実践しようとする指向が強い可能性も否定できないだろう。

一般的に不法占拠地区は、都市の不便な場所にあること、居住環境が劣悪であること、

経済的に貧困の状況に置かれた人々あるいは 社会的に排除された社会集団が暮らしていた ことが特徴とされている300。こうした特徴 からみると、的ヶ浜集落は、観光客が消費活 動を楽しみ、別府町民が暮らす市街地と隔絶 している空間のような印象を受けるが、実際 は、市街地と的ヶ浜集落は離れておらず、集 落に住む人々のなかには、市街地と集落を往 来する者もいた。また、的ヶ浜集落が立地し ていた海岸部は、大正期において海岸埋立が 進展した地区に隣接しており、都市の不便な 場所とは言えない。つまり、一般的な不法占 拠地区とは異なる特徴を持ち合わせた集落で あると言えるだろう。その一方で、別府町民 が暮らし、外部からの観光客の往来がある市 街地から近接していることが、別府警察署の 集落に対する警戒心を強め、強制的な排除が 実行されたと考えられる。

最後に、本稿で残された課題を明示した い。的ヶ浜集落が解体された後の土地利用を 明らかにしなくてはならない。公権力が強制 力を行使して解体された「好ましくない | 存 在としての的ヶ浜集落の跡地がどのように利 用されたのかを分析することで、公権力が集 落を解体した意図や地域住民の集落への考え 方などを把握することができるだろう<sup>31)</sup>。 つまり、一概に排除といってもその内実は受 容や転用などを伴う場合もあり、こうした地 域の実情によって異なる排除の内実を明らか にしていくことが今後必要となるだろう。ま た、的ヶ浜事件が当時の別府観光においてど のような影響を与えたのかという点も重要な 論点であろう。内務省が詳細を発表するほど に大きな出来事となった的ヶ浜事件は、観光 客からどのように認識され、彼らの観光行動 にどのような影響を与えたのだろうか。近代 における温泉観光地別府の形成を明らかにす る上で、必要な視点ではないだろうか。

#### 付記

本稿は、2018年度に大阪市立大学に提出

した博士論文の第3章の一部を加筆修正した ものです。

#### 注・参考文献

- 1) 李国慶(2011):「都市改造に伴う立ち退き 住民の生活変容と公共領域」、法學研究84 巻6号、441-462頁。
- 2) 本岡拓哉 (2015):「1950年代後半の東京における「不法占拠」地区の社会・空間的特性とその後の変容」、地理学評論88巻1号、25-48頁。
- 3) 加藤政洋 (1999):「明治中期の大都市における地区改良計画とその帰結―大阪「長町」を事例として―」、歴史地理学41巻3号、21-39頁。
- 4) 本岡拓哉 (2007):「戦後神戸市における不 法占拠バラック街の消滅過程とその背景」、 人文地理59巻2号、130-150頁。
- 5) 水内俊雄 (1994):「近代都市史研究と地理 学」経済地理学年報40巻1号、1-19頁。
- 6) 麻生将(2011):「1930年代奄美大島におけるカトリックをめぐる排撃と「排除の景観」 の形成 |、人文地理63巻1号、22-41頁。
- 7) 前掲4)。
- 8) 前掲2)。
- 9) 前掲6)。
- 10) 麻生将 (2016):「近代日本におけるキリスト教集団をめぐる排除の景観―1930年代の二つの排撃事件を事例として―」、E-journal GEO 11巻1号、219-243頁。
- 11) 中山穂孝 (2015):「近代的温泉観光地の形成と都市開発—大分県別府市を事例に—」、 人文地理67巻2号、126-141頁。
- 12) 前掲11)。
- 13) 前掲11)。
- 14) 大阪毎日新聞、1922年5月24日(神戸大学 経済経営研究所 新聞記事文庫 社会問題 3-004)。
- 15) 前掲14)。
- 16) 前掲14)。
- 17) 前掲14)。
- 18) 前掲14)。
- 19) 前掲14)。
- 20) 前掲14)。
- 21) 大阪時事新報、1922年4月7日(神戸大学 経済経営研究所 新聞記事文庫 社会事情 5-057)。

- 22) 前掲21)。
- 23) 前掲21)。
- 24) 前掲21)。
- 25) 豊州新報、1922年3月26日。
- 26) 白石正明 (2003): 「歴史の中の別府的ヶ浜 焼打ち事件」、部落解放史・ふくおか112号、 13-107頁。
- 27) 前掲26)。
- 28) 前掲26)。
- 29) 藤野豊 (1993):『日本ファシズムと医療― ハンセン病をめぐる実証的研究』岩波書店、 79頁。
- 30) 前掲2)。
- 31) その後、的ヶ浜地区には、1969 (昭和44) 年から海浜公園の整備が開始され、1974 (昭和49) 年に的ヶ浜公園が開設され、市民の憩いの場として活用されている。的ヶ浜事件から海浜公園が整備されるまでの間の土地利用に関する詳細な調査が今後必要であるう。

# スイスアルプスの高地療養地の形成

### Development of Highland Sanatorium in Swiss Alps

# 池永 正人\* Masahito IKENAGA

キーワード: 高地療養地 (highland sanatorium)・温泉療養地 (hot spring health resort)・ 医療的高地療養地 (medical highland health resort)・スイスアルプス (Swiss Alps)

#### 1 はじめに

アルプス山脈の高峻で起伏に富んだ地形や 夏季の快適な気候は、身体機能、とりわけ呼 吸の刺激による血液循環の促進や造血作用、 自律神経の調整などに効能があることから、 スイスの著名な山岳観光地は、高地療養地に 起源を有する<sup>1)</sup>(図1)。

本稿は、スイスアルプスの温泉療養地と医療的高地療養地の形成について、社会情勢の

変化と高地療養施設の構造を明らかにする。

研究方法は、Geneviève Heller $^2$ )、Isabelle Rucki $^3$ )、Yvonne Schmid $^4$ )の文献を分析するとともに、文献の記述内容を検証するため夏季は2016年8月、冬季は2017年12月と2019年12月に現地調査を実施した。主な調査地は、サンモリッツ、ダヴォス、バートラガーツ、グリンデルバルト、リギカルトバートである。

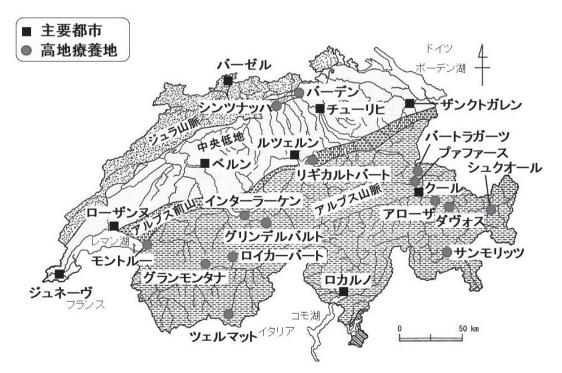


図1 スイスの主要な都市と高地療養地(2020年) (注)筆者作成。

<sup>\*</sup>長崎国際大学 (Nagasaki International University)

#### 2 温泉療養地の形成

#### (1)湯治客の来訪

19世紀のスイスでは、病気や虚弱体質の 健康上の理由で温泉療養地や医療的高地療養 地を訪れる人々は、主要な団体旅行の行楽客 と同様に見なされた。湯治客の温泉療養ある いは飲泉療養は、異郷の地への旅行や逗留に よる必要な行為として古くから知られた健康 療法と認識されていた。スイスにおける温泉 入浴は、古代ローマ帝国の支配下におかれた 紀元58年以降にローマ人がもたらしたとさ れ、中世のスイス建国(1201年)以来継続し て発展してきた。また、入浴法は当時から常 に談話、遊戯、運動を取り入れた分別のある 治癒を意図するものであった。このことは、 の著書『秩序の中で綺麗に-住宅と家庭生活  $1850 \sim 1930$ : ヴォーの例』 ("Propre en ordre": habitation et vie domestique 1850-1930: l'exemple Vaudois, Editions d'en bas. 1979. Paris) に、次のように記さ れている。

「温泉地は特別な癒やしのリゾートであり、フランスのミディ、レマン湖畔、アルプスの山地など気候条件のもとに良質なリゾートが形成され、上品で高貴な人々が頻繁に訪れていた。当時の温泉地には、著名人や富裕層の顧客が療養と娯楽のために来訪した。」

多くの場合、それはまさに湯治場の療養客であり、浴場の周囲の風景美に気づき、治癒にとらわれない保養休暇を第一に考えた最初の入浴客であった。その事例地は、スイス南東部グラウビュンデン州(Kanton Graubünden)エンガディーン(Engadin)地方のシュクオール(Scuol)のバートタラスプ(Bad Tarasp)と、サンモリッツ(St.Moritz)のサンモリッツバートをあげることができる。バートタラスプにおいて、1860年頃にエンガディーン地方で最初のホテルコロッセ(Hotelkolosse)

が開業した。それは、本格的な豪華ホテルの 先駆をなす2軒の建造物であった。その壮大 で標準的な設備は、ホテルの規範の先触れで あり、エンガディーン地方や他の場所におい て独立した浴場を備えた豪華ホテルの外観が 現在も維持されている。

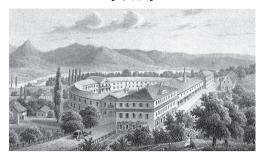
バートタラスプとサンモリッツバートは、 交通不便な立地条件ゆえに訪問客が少なかっ たが、1860年以降ようやく国際的な人気温 泉地として認知されるようになった。19世 紀後半から20世紀初頭は、アルプス地方に おける峠越え道路の整備と鉄道路線の開通が 進展した。それ以前は、スイスのドイツ語圏 の良好に開発された平地に居住する人々は、 さしあたりバーデン (Baden)、シンツナッ ハ (Schinznach)、プァファーズ (Pfafers) へ保養に出かけた。とりわけ、最初に宿泊施 設と入浴施設が整備されたシンツナッハと プァファーズは、かなり古い時期の18世紀 までに、すでに簡易な宿とトイレ・浴室など 衛生設備を保養客に提供する温泉療養地とし ての固有の社会基盤が整っていた。

#### (2) 温泉療養施設の建設

1800年以降、ドイツのバーデンバーデン (Baden-Baden)、チェコのカルロヴィ・ヴァリ (Karlovy Vary、ドイツ語:カールスバート Karlsbad) やマリャーンスケーラーズニェ (Mariánské Lázně、ドイツ語:マリエンバート Marienbad) のような国際的に人気の温泉地において、快適で優雅な滞在経験の療養客による評判が広まった。療養客の体験にもとづく改善内容が、スイスの比較的小さな温泉地にも取り入れられるようになった。保養地設計の著名なスイスの建築家が招聘され、土木監督者を雇用して本格的な温泉療養施設がはじめて考案されたのである。

 $1824 \sim 1827$ 年に、チューリヒの建築家 ハンス = コンラート = シュタットラー (Hans Conrad Stadler) が、同時代の人が 描写した擬古主義の環状構造によるシンツナ ッハ浴場の施設を修復した。それはとても美

#### 【鳥瞰図】



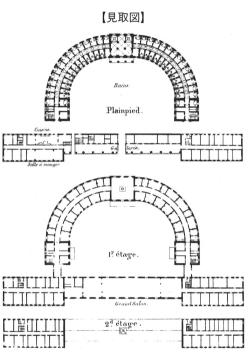


図2 バートシンツナッハの温泉療養施設 (1827年)

(注) Isabelle Rucki, "Das Hotel in den Alpen", S.24-25より引用。

しい建物であるが、新しい浴場であった(図2)。この建物は半円で堅牢に築かれ、主要構造部に取り付けられた両翼の建物へは2つの連絡通路でつながっていた。また、施設内には温泉浴場のコミュニケーション通路があり、屋外の道路と直結していた。建物は平屋建て2列の30の丸天井であり、とても明るい浴場を備えており、建物上部の空間には、両翼に通じる階段が取り付けられていた。こ

の施設には36室が備えられ、浴場へはどちらを通っても明かりで照らされた通路で誘導される。中央には広々とした飲泉場があり、そこからは休息に使用する円柱で支えられたバルコニーに通じる。すべての部屋は、どれも美しい装飾を施し、贅沢な調度品を備え、そして付近を流れるライン川源流のアーレ川(Aare)沿いの魅力的な眺望が楽しめる。部屋は広さが異なり、なかには使用人の小部屋を備えたものもあった。

バートシンツナッハの半円形の公衆浴場は、早くも数年後にはほかの公衆浴場計画の完璧な典型になった。1840年にザンクトガレンの建築家フェリックス=ウィルヘルム=キュプリー(Felix Wilhelm Kubly)は、チューリヒのレオンハルト=ツォイクヘアー(Leonhard Zeugheer)を招聘し、グラウビュンデン州バートラガーツ(Bad Ragaz)に温泉療養施設を設計した(図3)。

キュプリーは理想を追求する建築家であ り、環状建築のモチーフを再現している。 キュプリーの設計についての評価は、総じて 研究者ベンノ=シュービガー(Benno Schubiger) の都市計画の構想に近いとされている。しか し、キュプリーの理想的な設計が現実のもの になったのは、一部分のみとされている。さ らなる設計段階に関しては、チューリヒに最 初の連邦工業専門学校を創立したドイツの建 築学教授ゴットフリート=ゼンパー (Gottfried Semper) のもとに、ほかの建築家が呼ばれ て施工することになった。とは言え、浴場建 築家として輝かしい成果を収めたキュプリー は、バートタラスプとサンモリッツバートの 療養施設(図4)を建設するとともに、アルプ ス地方における豪華な宿泊施設の建築も実現 させ、20世紀初頭以降に活躍した人物であ った。



図3 バートラガーツの温泉療養施設の設計図 (1861年)

(注) Isabelle Rucki, "Das Hotel in den Alpen", S.27より引用。

#### 【1820年代のサンモリッツバート】



【療養客の飲泉】



図4 サンモリッツバート温泉療養施設 (注) Heilbad St.Moritzの展示資料を筆者撮影。 2016年8月25日。

#### (3) 温泉療養地の形成

温泉地を旅行することの重要性は、19世紀に増大する保養施設の建設に明確に反映されている。産業革命による工業化社会の到来によって、以前は明白な足跡がなく交通不便な人里離れたアルプス地方の温泉地に、人々

が頻繁に訪れるようになった。そこには、宮 殿でもなく工場あるいは都市住宅でもない大 型の保養施設が建てられ、旅行客を受け入れ る温泉療養地が形成されることになった。

一方、19世紀の大型保養施設は、国際的にも採用できる建築物の模範になっていたことから、本や雑誌に掲載された歴史的・現代的建築物の多様な挿絵で、広く世間に紹介された。また、この時期の建築家は、地域モデルの指針が無い状況で機能的・現代的なホテル建設を設計するようになったのである(写真1、写真2)。



写真1 現在のバートラガーツ温泉療養施設 (注)筆者撮影。2016年8月23日。

# 【飲用温泉水】



写真2 現在のサンモリッツバートの 温泉医療施設

(注)筆者撮影。2016年8月25日。

#### 3 医療的高地療養地の形成

#### (1) 結核患者の来訪

医療的高地療養は、温泉療養に比べて新し い療養法であり、それは何よりも肺結核を撲 滅するのに効果がある。工業化社会が進展す る19世紀のヨーロッパにおいて、文明病と 称された結核が蔓延するようになり、それに 対する医療行為は無力な状態にあった。この 病気の主な原因は、非衛生的な居住・労働環 境、慢性アルコール中毒、栄養不十分な食餌 など、大都市の劣悪な生活環境が明示してお り、産業革命がもたらした不幸な社会現象で ある。劣悪な生活環境は人体を衰弱させ、細 菌やウイルスなどの病原体に感染して病気を 起こしやすくする。結核菌に対しても同様で ある。1920年代にBCGワクチン(カルメッ ト=ゲラン菌 Bacillus Calmette-Guérin、 フランスの細菌学者A. Calmette と C. Guérin が発見、通称ビーシージ) が発見され、第二 次世界大戦中に初めて広く使用されたこのワ クチンは、結核治療に効果を発揮した。ワク チンの投与と併用して、病気の進行を遅らせ るため、あるいは完全に阻止するために、衛 生学の食養生法にかなった療養が行われた。 それは、衰弱した身体機能を回復させる抵抗 力を自然に身につける当時期待された療養法 であった。

新しい療養法の需要は、またたく間にヨーロッパ中に広まり、罹患した何千人もの結核患者の治療に用いられた。それは、致命的な病気に用意された医療行為であるが、期限を定めずに、患者の残りの人生を有意義に過ごすための療養地訪問であった。19世紀の山地あるいは海辺におけるこのような療養地滞在は、長期間の滞在費用を要したため特権階級の富裕層に限られており、しかも、総じて結核・心身症等の長期療養を必要とする患者の療養所であるサナトリウム(Sanatorium)、設備の整った高級宿泊施設のグランドホテル(Grand Hotel)においてのみ療養効果があったとされている。そして、民衆のサナトリ

ウムに対する社会的需要の高まりは、若干の早期例外を除けば1880年頃からである。ちなみに、サナトリウムの語源は、従来の結核治療施設のサニタリウム(Sanitarium)と区別するため、「治る」を意味する「sano」に置き換えた造語である。

1865年には、グラウビュンデン州ダヴォス (Davos) に最初の冬季療養客が訪れた (写真3)。ダヴォスの河谷の適度に乾燥した気候は、肺結核の治療にとても有効であることが初めての医学的所見に書かれている。1869年にダヴォスに定住していた医師アレキサンダー=シュペングラー (Alexander Spengler) は、肺結核の治療に効果がある療養地としてのダヴォス地方について注目すべき論文を発表した。医師シュペングラーの医療行為は、同時にダヴォスを訪れていたオランダ人ヤン=ヴィレム=ホルスベア (Jan Willem Holsboer) の商才と結びついて、ダヴォスをわずかな年数のうちに世界に知られる高地療養地に変容させた。





写真3 ダヴォスの集落の発展 (注) Yvonne Schmid, "Davos": eine Geschichte für sich, S.25, 46より引用。

# (2) ダヴォスにおけるサナトリウムの建設 と療養生活

サナトリウムの建設以前に結核を患った療養客は、簡易な療養所や小規模なホテル、個人施設に滞在中、医療検診のないことを気にしていなかった。そのため1870年代までのダヴォスの集落は、勾配屋根をもつ伝統的建造物によって特徴づけられていた。1880年代になると、機能性に優れ、多くの療養客を収容できる平屋根のサナトリウムが建設されるようになり、ダヴォスの集落景観は療養地としての新たな風情が感じられるようになった。

1889年にドイツ人医師カール=ツルバーン (Karl Turban) が、ダヴォスに屋外安静療養法を導入したことで、隔離施設における結核治療の大衆化が進展した。それは建築構造において、従来の出入り自由な別棟形式から衛生的な大型建造物への転換を意味した。すなわち、療養に最適な日当たりの良い場所に、日光浴の個別テラスや寝椅子共用テラス(写真4)、清潔な居室や食堂などの設備が整った平屋根の近代的サナトリウム建設への転換であった。

高地療養施設における健康回復に期待されたことは、清潔な空気と快適な気候を取り入れた完全衛生の療養生活であった。とりわけ富裕層にとっては、たとえ療養生活であっても分相応の品位を保つ生活環境が求められ



写真4 寝椅子共用テラスの療養客 (1898年) (注) Yvonne Schmid, "Davos": eine Geschichte für sich, S.65より引用。

た。こうした20世紀への過渡期には、療養施設サナトリウムの機能と宿泊施設ホテルの贅沢な調度品による室内装飾の豪華なサナトリウムが誕生したのである。なお、調度品は照明、ベッド、テーブル、椅子、タンス、食器、カーテンなどである。

当時のサナトリウムの療養生活については、ドイツ人作家のトーマス=マン(Thomas Mann)の短編小説『トリスタン(Tristan)』(1903年)と長編小説『魔の山(Der Zauberberg)』(1924年)の題材に取り入れられた。『魔の山』は、1912年にトーマス=マンがダヴォスのサナトリウムで心身症療養の夫人カタリーナの見舞いをした際に、小説の題材を思いついたとされている。

療養生活の描写を『トリスタン』に見ると、「ここは囲い地。白くてまっすぐ延びたサナトリウムは、岩屋、緑陰のトンネル、小さな別棟を備えた広い庭園の中央に長く伸びた母屋と樹皮で装丁されたユニークな小さな側棟があり、そのスレート屋根の背後にはモミの樹木、ほどよく柔和に侵食された山嶺がある。」の表現がある。

## (3) ダヴォスのサナトリウム・シャッツア ルプ(1899~1900年)

トーマス=マンが短編小説『トリスタン』で叙述しているように、グラウビュンデン州の高級療養所の著名な事例としては、ダヴォスのシャッツアルプ (Schatzalp)の豪華なサナトリウムがある。そのサナトリウム・シャッツアルプは、ヨーロッパ初の鉄筋コンクリートで設計された療養施設である。この模範的な建物は20世紀への過渡期に建築され、機能性と美観の両方に優れていることから建築学的・歴史学的な価値が認められている。確かに多様な観点からも19世紀末期ホテル建築の観念の影響を受けた1900年頃のサナトリウムの形態ではあるが、それは同時に衛生的・機能的な近代建築様式の典型である。

新しい医療行為のため、建築主は人里離れた場所を選んでサナトリウムを新築した。そ

こがダヴォス集落背後の目向傾斜地のシャッツアルプである(写真5)。ここで裕福な患者が、下方の離れた集落で元気に暮らす資力の劣る住民から離れて療養した。外部との連絡は近代的ケーブルカーによって確保され、必要な時にはシャッツアルプから集落中心地へ下って行くことができる。

チューリヒの建築家プレグハート (Pfleghard)とヘーフェリ (Haefeli)は、1899年にサナトリウムの計画を依頼され、建設に適したコンパクトな用地としてシャッツアルプを選定した。5階建て平屋根建築は南を向き、その両端の翼に似た低い建物に共有の臥床療法室が備えられている。個室のバルコニーはミツバチの巣のように河谷に面してはり付いており、一様に揃っている。治療するための付属施設として開放された臥床療法室を除き、建物の形態はコンパクトにまとまっている (写真6、写真7)。

サナトリウム・シャッツアルプの外観は、バートタラスプとサンモリッツバートの後期 擬古典主義的な療養所を想起させる。その内 部構造は、中央のロビーが、東側の建物の一 部にある調理場や食堂とともに、西側の翼の ような建物にある医療部門と区別されてい る。ここでは建物の正面と背面、すなわち南 向きに談話室や個人用ベランダを配置し、北 向きに質の劣る部屋を備えた客室の建築構造



写真5 集落背後のシャッツアルプ (注)筆者撮影。2016年8月28日。

は、すでに早い時期のホテル建築に同様にみられる。これに関連して、すでに1874年にホテルの標準的個人用居間の数量が左右されていることは、エドワード=ギュイア(Eduard Guyer)の次に引用する言葉から証明できる。

「寝室に比べて個人用居間の数はどのくらい必要なのかは、ホテルの顧客に左右される。そこで、ホテルは長期間滞在する多くの 既知の家族客を対象に多くの居間を用意した。」

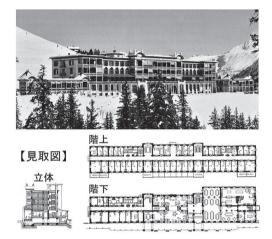


写真6 ダヴォスのサナトリウム・シャッツ アルプ (1909年)

(注) Isabelle Rucki, "Das Hotel in den Alpen", S.30, 31より引用。

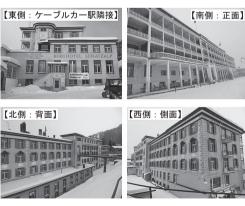


写真7 現在のベルクホテル・シャッツアルプ (標高1860m)

(注)筆者撮影。2019年12月23日。

サナトリウム・シャッツアルプの南側部屋の半分は、このような特権階級の顧客用ホテルのバルコニーに類似した個別バルコニーを備えた。ほかの患者に対しては、建物の端にある共同の寝椅子広間を療養場所にした。そして、連続する休憩設備を配置した階段状の正面は、1900年にサナトリウム建築において初めて採用された規格であった。

サナトリウム・シャッツアルプに滞在する 患者は、自由に使える優雅な家具調度品を備 えた広間や居間、個室で極めて快適に過ごす ことができた。しかし、危険なほこりのかた まりを回避するために、室内装飾に必要な豪 華なじゅうたんやカーテンを欠いた。その対 応として、広間にはパステルカラーのユーゲ ントスティール絵画、外壁にはスグラフィッ ト絵画が描写された。また、木材・セメント の平屋根、床暖房、温水供給は、1870年代 からダヴォスの療養施設の一般的な構成要素 として欠かせなかった。このような伝統と近 代化の融合は、シャッツアルプ・サナトリウ ムの特徴といえる。

なお、結核患者の療養施設であったサナト リウム・シャッツアルプは、現在は名称をベルクホテル・シャッツアルプに改めて観光客 の宿泊施設として利用されている。

#### 4 むすび

本稿は、スイスアルプスの温泉療養地と医療的高地療養地の形成について、当時の社会情勢と療養施設の構造に視点を当て明らかにした。

スイスアルプスの高地療養地は、19世紀の産業革命によるヨーロッパ諸国の工業化社会の到来が、都市における特権階級の資産家を生み、彼らの病気療養と観光を兼ねた旅行地として形成されたといえる。この観光形態を今風にいえばメディカルツーリズム、ヘルスツーリズムといった言葉が該当する。

スイスの著名な山岳観光地を訪れると、集 落の中心地に伝統的建築様式の豪華ホテルが 立地していることに気づく。これは往時の富裕層が療養生活において、分相応の品位を保つ生活環境を求めたことによるものである。

そして、観光立国を標榜するスイスの観光 発展は、温泉療養と山地の自然環境を活用した医療的高地療養に起源があるといえる。

#### 注・参考文献

- 1) 池永正人 (2014): 「スイスアルプスの自然 環境保全と多様なアクティビティ」 『地理空 間』 第7巻第2号. 169-184頁。
- 2) Geneviève Heller, "Propre en ordre": habitation et vie domestique 1850-1930: l'exemple Vaudois, Editions d'en bas, 1979, Paris.
- 3) Isabelle Rucki, "Das Hotel in den Alpen": Die Geschichete der Oberengadiner Hotelarchitektur ab 1860, hier + jetzt, 2012, 320 S.
- 4) Yvonne Schmid, "Davos": eine Geschichte für sich, Historischer Stadtbegleiter 13.-21. Jahrhundert. Desetina. 2012. 216 S.

## 報告

# 新型コロナウイルス感染問題が温泉地(宿・施設・団体)に 及ぼした影響・対応等についての状況調査の報告

#### 1 影響・対応等調査の目的について

新型コロナウイルス感染 (COVID-19) 問題は、日本では2020年1月半ばから顕在化し、2月27日の首相による「学校一斉臨時休校」要請以降、社会生活に大きな影響を及ぼすようになった。そして海外からの入国制限(拒否)措置や、4月7日に7都府県に、同月16日に全国へ拡大した緊急事態宣言発令を受け、インバウンド消滅に加えて国内移動・旅行の自粛が広がり、4月上旬以降GW連休期間を含んで5月いっぱいから一部は6月初旬にかけて、多くの宿・施設が休業・休館・営業短縮などを余儀なくされていく。

これにより新型コロナウイルス感染問題は 観光・旅行分野ならびに温泉地(宿・施設) にこれまでになく深刻・甚大な影響を与え た。しかもそれは現在進行形であり、今後の 見通しも立っていない。

これまで温泉地の直面するさまざまな課題と向き合ってきた日本温泉地域学会にとって、温泉関係者すべてが直面してきたこの間の事態・推移を具体的に把握し、温泉地(宿・施設・団体)の側がどのように対応をせまられ、苦悩し、対処してきたのかをきちんと集約して記録に残し、共通の課題として共有することは当学会の責務でもあると考える。

#### 2 調査の方法と報告の集約

上記の目的のため、6月初めに常務理事会(オフライン)に諮って全国の温泉地への影響・対応等調査に学会として取り組むこと、集約結果を学会誌にて報告する旨の了承をとりつけた。調査の方法として、「新型コロナウイルス感染問題が温泉地・宿・施設に及ぼした影響と対応」という記入表(次頁以降掲載の表)を作成し、学会からの調査協力要請

文とともに郵送またはメール添付にて当学会 会員である全国の温泉地関係者(宿・施設・ 温泉組合・団体)に発送、報告を依頼した。

さらに、それだけでは地域的な偏りや報告数に限りがあって全国状況を把握できないため、会員外の各温泉地・宿・施設とコンタクトできる会員たちを通じて、調査協力をお願いした。なかには感染対策を講じながら地元の温泉地に出向き、直接ヒアリングを行うこともあった(写真)。なお、報告をお願いする際、学会誌掲載では個別の宿や施設名を「A旅館」「B温泉施設」といったように記号で表示することをあらかじめ伝えている。

こうして郵送やメール添付で全国の温泉地 や会員から集まった報告を集約し、表や文章 にまとめる作業は石川理夫が担当した。

#### 3 影響・対応等報告について

#### (1)報告(記入表)の集約状況

全国の温泉地関係者に影響・状況報告を依頼したのは6月10日以降である。大半の温泉地で長い休業・営業自粛期間を終えて一斉に営業再開を始めていた時期にあたり、この



写真 静岡市梅ケ島温泉でのヒアリング (注) 赤池勇治会員提供。

表1 新型コロナウイルス感染問題が温泉地・宿・施設に及ぼした影響と対応

		初至コロノノールス心未问度が温水心	旧が収収を及びた影音	-,,,,,,
都道府県	温泉名/ 宿・施設	影響・対応	国や自治体の 支援策の利用	今後の取り組み・ 意見等
北海道	妹背牛温泉 町営施設	緊急事態宣言を受けて5月2日~6日まで臨時 休館。4月27日~5月1日・5月7日~23日営 業時間短縮(夜20時まで)。3月~6月宴会・ 宿泊すべてゼロ。マスク着用・アルコールを何 カ所も設置。微酸性次亜塩素酸水や強アルカリ イオン電解水などで消毒		一日でも早く収束してほしい。経営難でとても厳しい !! 今までと同じ営業状態までなかなかたどりつけない
北海道	開拓ふくろ ふ乃湯 (日帰り温 泉施設)	例年12月~5月連休まで冬季休業しているが、2月の北海道独自の緊急事態宣言とその後の状況を受け、冬季休業明けの営業に向けて準備することを断念。さらに特措法による休業要請に関連して、売上げが見込める5月連休中の営業もできないこと、小さな施設で「密」にならないようにするのが難しく、一人で営業している状態ではこまめな消毒作業が難しいことその他の理由で無期限休業を決定	無し)。元々利益率が極端 に低く、6月以降に営業を 再開しても採算に合う見込 みがないことから個人事業 主向けの持続化給付金は未	備)は所有しているが、コロナ禍でも地代の支払が発生。施設を手放し、地権者との契約を解除、温泉施設の経営から完全に身を引くことになりました。実質の
青森県	浅虫温泉 Aホテル	当館は会社組織の大規模温泉ホテルで、県内外から来客し、海外からの客も多いが、4月13日から6月27日まで休業した。営業再開後は、脱衣場・浴室の換気を行い、消毒液設置・従業員のマスク着用・客へもマスク着用をお願いし、体温測定も行っている。密にならないように入館制限も行っている	休業補償制度ならびに給付金への申請を行った	浅虫温泉郷全体が沈み込んでいる。インバウンド客の回復が不安。インバウンド客の割合が高い施設への早急な支援策の実施と、コロナウイルス対抗ワクチン等の開発を願う
青森県	下風呂温泉 A旅館	4月1日から5月31日まで休業。再開後の客足は鈍い。元々、首都圏などから温泉の良さを求めて客が来ていたが、東京や愛知などから少しずつ来客がある。コロナ対策としては、消毒液の設置・従業員のマスク着用・体温測定・脱衣場の換気のほか、密にならないように管理している。食事は部屋出し、もしくはお膳・テーブルの距離を保つ	なので最大100万円の持続 化給付金への申請などを行	で、対策が急務。発熱客へ
青森県	湯野川温泉 公共温泉施 設	地域住民・周辺都市部住民と観光客が訪れる公 共の日帰り温泉施設で、4月1日から5月31日 まで2か月間休業した。再開後の来客は少ない。 対策としては密にならないように入場管理。従 業員や客へのマスク着用はとくにしていない		観光シーズンを迎えても訪問客は極端に少ない。都市部からの観光客の出足が鈍いのが原因と思われる
青森県	東北温泉 A 宿泊・日帰 り温泉施設	地域及び周辺都市部住民の日帰り温泉入浴利用が圧倒的に多いので、休業はしなかった。遠来からを含めて宿泊はゼロになった。日帰り客は固定客。消毒液設置・従業員のマスク着用はしているが、客へのマスク要請はしていない。脱衣場浴室の換気と密にならないよう入場管理	経営形態は株式会社で、持 続化給付金等を受け取る	今後の課題として、日帰り 温泉施設への保証金確保、 県などの宿泊5千円補助事 業の枠拡大を早期実現して ほしい

青森県	焼山温泉 A温泉民宿	地域・周辺都市部住民の日帰り入浴が中心。4 月28日から5月6日まで休業。再開後の客足は 少ない。密にならないよう管理し、注意書きを 玄関に掲示しているが、コロナ対策はとくにし ていない		コロナ感染対策の手法について、民宿などの小宿はどうすればよいかノウハウが 届かない
青森県	古遠部温泉 A旅館	周辺地域住民の入浴利用が中心だが、県外・遠 方よりの来客も多いので、4月29日から5月6 日まで休業。開業後はほちぼち県外から来始め ている。消毒液・マスク着用・体温測定・換気 など実施。浴室が狭いので5人程度と人数制限	県の休業要請に応じた協力 金を受給した	利用者にコロナ感染防止対 策をいかにスムーズに行う かが課題。しばらく耐えて がんばるしかない
青森県	新屋温泉公衆浴場	周辺地域住民の日帰り入浴利用が中心。土日は 県外客が多い。休業はせず、緊急事態宣言を受 けて4月24日、県外客の入湯を遠慮願う掲示。 手作りマスクを番台で販売。緊急事態宣言解除 後も「ご遠慮」の文書掲示(5月16日)。密にな らないよう管理	申込みはしていない	宣言の前も後も、客足は地域住民でいつもどおりである
青森県	高増温泉 A温泉公衆 浴場 (板柳町)	周辺地域住民主体の、常連固定客が多い日帰り 温泉浴場なので、休業はしなかった。密になら ないよう入場制限はしている。玄関に注意書き 掲示	申請していない	地域外から来るお客様に不安を抱く
青森県	すもも沢温 泉公衆浴場 (七戸町)	地域住民の憩いの場なので、休業はしていない。とくにコロナ対策はしていないが、客が脱 衣場の換気などを励行している	申請していない	浴室の管理、清潔度には特 段の注意を払っている
秋田県	乳頭温泉郷 A旅館	緊急事態宣言が全国に拡大発令後の4月18日より休業、6月1日より再開。飛沫感染を防ぐためのソーシャルディスタンスとマスク着用の徹底。接触感染を防ぐための高頻度接触面の消毒と手洗いの励行。感染を拡げないため健康状態の確認	雇用調整助成金の申請、休 業協力金の申請を行った	一日も早い収束を願います
秋田県	夏瀬温泉 A旅館	4月18日から5月31日まで休業。「新しい生活 様式に基づく宿泊業ガイドライン」を実施し、 6月1日より営業再開。ソーシャルディスタン スの確保とマスク着用・空間除菌、ハイタッチ サーフェスの消毒・手洗い徹底、感染拡大を予 防する健康管理と行動記録の3つの基本を徹底		休業期間中も止めずに湧出 する豊富な湯量の温泉水を 持ち帰って自宅で楽しんで もらおうと、テイクアウト 専用の蛇口を設置した
山形県	山形県温泉協会	緊急事態発令を受け、温泉地によって差はあるが、県内殆どの温泉施設が4月上旬から6月10日頃まで前代未聞の長期休業を余儀なくされた。本県では4月上旬に初めての感染者が出るや、日を追う毎に増えた。旅館などが一斉休電に入った後も営業を続けていた数カ所の共同浴場から「入浴者が増えているが、狭い脱石場・浴室における特別な注意事項はないか」問合せが数件寄せられた。早速、保健所と相談し、換気の方法・割合、備品の消毒頻度、入浴休憩の中止など指導を受けた項目をまとめて会員に周知した	態を受けて、会費の大幅減	を招集し、実際の旅館を使

山形県	蔵王温泉 A旅館	4月~6月5日まで休業。6月も原則金・土日営業に。入館時に非接触タイプ体温計で検温・アルコールで手指消毒・マスク着用の要請、入浴人数の制限(脱衣籠の数を減らす)。食事は個室で	県と山形市より休業協力金 を受け取る。事業継続化給 付金を受給。雇用調整助成 金を申請中	チベーションが落ちないよ
山形県	蔵王温泉 B旅館	2月下旬の連休過ぎに台湾からのスキー団体客 ほかインバウンド客が全部キャンセルに。3月 に入り何十年来毎年利用いただいている連泊の 団体も全部キャンセルになって3月の売上げ前 年比60%減となった。4月8日より5月31日ま で休館。6月1日より営業再開したが来客数少 なく、社員の半数を6月30日まで休ませている。 入館時非接触タイプ体温計で検温、手の消毒を お願いし、共同トイレ・客室前に消毒液を置く。 食事は一緒にならないように個室を用意	県と山形市より協力金を受け取る。持続化給付金を申請し、受給。雇用調整助成金も4月分申請中。無利子無担保の借入金も利用	
山形県	赤湯温泉 Aホテル	2月末の首相会見以降、3月の歓送迎会、4月の総会の予約がほとんどキャンセルに。4月になってさらに悪化し、緊急事態も発令されたため、4月15日から5月21日まで休業した。5月22日より営業再開。スタッフの検温、館内にアルコール消毒液設置、客には館内移動時にはマスクをお願いしている	社労士と相談の上、雇用調整助成金の申請を検討している。緊急雇用安定助成金に関しては、4月・5月のものを申請済みでパートにも休業手当を払っている。持続化給付金を受け取りつ、コロナの制度融資も受けている	ほうがいいくらいの客足だ
山形県	肘折温泉旅 館組合及び A旅館	当初、4月17日から5月10日まで肘折温泉旅館組合として全旅館休業。さらに5月20日まで休業を延長した。一部旅館はまだ不安だとして、独自に5月いっぱい、一番遅いところで6月4日まで休業した所も。当館は5月21日から営業再開したが、県知事の要請に従い、5月いっぱいは県内客のみの受入れ。6月1日からは県間をまたぐ移動の自粛が解除され、県外からの受け入れを始めた。悩んだのは首都圏(東重に」受け入れをという姿勢も示されたので、旅館組合としての方針・判断は示さず、各旅館の判断に任せた。組合全体も当館も「新型コナウイルス感染症の予防・拡散防止対策」を示し、HPにも掲載し、対応	持続化給付金を申請し受領。雇用調整助成金をとりあえず5月分申請した。県からは、山形県緊急経営市に、山水・海にの東京を開発を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を発生を表して、経営を表して、経過を基準に、支給された。また、旅館組合と商店組合に当面の運営費とPR活動経費として各500万支給	割引くクーポン発行。「県 民お出かけキャンペーン」 で1,000円で2,000円の買 い物ができるクーポン発 行。「肘折に行こう村民応 援事業 頑張る肘折!応援
山形県	羽根沢温泉 A旅館	宿泊キャンセルは2月から出ていた。緊急事態 宣言発令を受け、4月8日から5月10日まで営 業自粛(日帰り入浴は5月末まで)。11日より 宿の営業再開したが、客は見込めず、部屋の掃 除・拭き取り等通常よりも3割増しの労力が必 要。来客に対しては手指消毒やマスク対応をお 願いしている。	及び鮭川村の支援事業「法 人20万円」を羽根沢温泉の 3つの旅館が受けて凌いで	6月8日から鮭川村の応援 事業で「県内在住者、宿泊 最大5000円補助」で少し

宮城県	鳴子温泉郷 A旅館	緊急事態宣言発令を受け、4月5日からメンテナンス休業を延長して5月31日まで臨時休業。6月1日より営業再開。入館時に非接触型の体温計で検温実施、手の消毒要請。できる限りのマスク着用依頼。各浴室には消毒液常備、客室には空間除菌装置常備。食事処は普段よりスペースを空けて利用	国の助成金:持続化補助金 受給。雇用調整助成金申請 予定。宮城県の助成金: GWの休業補償受給。日本 国民金融公庫につなぎ資金 融資実行済(4月上旬)	4月後半からみやぎ女将の 会で3000円増しのみやぎ エール券事業参加。5月上 旬から大崎市予算の鳴子温 泉郷プレミアム宿泊券事業 参加。6月末で約800万円 の前売りを確定。ただし、 この売上ペースだと年末に は資金ショートの可能性が
宮城県	鎌先温泉 A旅館	4月8日~5月16日まで休業した。4月の売上は対前年比90%減。5月の売上は対前年比55%減。スタッフはマスク着用、出社時の消毒と検温を実施。お客さまも手の消毒・検温をしている。ロビーの混み具合によってはチェックインは客室に直行し、精算も客室でお願いしている	4月・5月の休業に伴い、 雇用調整助成金を申請した。地銀・商工中金・日本 政策金融公庫それぞれから 運転資金を調達済み	休業中、スタッフと個人面 談をしてメンタルケアと、 会社の方針を説明しまし た。個室料亭での食事がお 客さまの安心安全につなが っています
福島県	岳温泉旅館 協同組合	緊急事態宣言発令を受け、4月11日から観光協会窓口を臨時休業。各旅館・施設においても休業が相次いだ。5月14日の緊急事態宣言解除の発表を受け、観光協会窓口の業務再開。6月からほぼ全ての旅館・施設にて営業再開。受付窓口にアクリル板の設置、アルコール消毒の設置で手指の消毒要請。スタッフは常にマスクの着用、お客様にも館内ではマスク着用をお願いしている	県の持続化給付金、二本松 市経営持続化支援金の対象 業種に向け、申請方法を案 内。手続きを援助し、後に 交付された	福島県民限定宿泊割引などの助成事業により、各施設にも活気が戻りつつある。今後も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大予防に努めながら、国の「Go Toキャンペーン」等の支援事業により岳温泉への観光客数増加を期待したい
福島県	高湯温泉観光協会	共同浴場は4月19日~5月17日休業。宿は4月17日、19日頃から5月6日、13日~31日頃まで休業。徐々にキャンセルが出始めてきたが、志村けん氏の死亡によって一気に予約が取り消された。やがてキャンセルどころか予約が全く入らなくなった。温泉施設は運転資金が底をつき、一般金融機関から借入金をした施設が出始めた。行政はキャンセル数を毎週出すようにと資料用の数字を求めるも、「~2月28日キャンセル人数97人、内外国人16人。コロナの影響90%」。行政の旅館への問い合わせは「外国人が宿泊しているか?」。「3月3日~3月10日キャンセル数302人、内外国人0人。コロナの影響100%」。このような悠長な調査を行政はしていたが、旅館はすでに先の予約がまったく無い状態でキャンセル人数は意味がなくなった	りが苦しい。銀行の貸付金 は金利が高い。辛抱すれば 支援はあるのか?などとの 実な声。最初に有けて、 で無利子の貸付でに告行 えしたが、すをにはまった。 単位での借金をはほる。 単位での借金をている。 手でもいずれは返さな 子でもいずれば返さな でならない金であり、 ではならない金をはまない 借金に不満と不安がある。	当温泉地は県外客が8割だったが、休業旅館がする場別でで、大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大

栃木県	塩原温泉郷 A旅館	3月迄はほぼ前年並みだが、4月10日以降、予 約が急減、県の休業要請を受け、4月28日から 5月7日迄全館休館とした。前後して次亜塩素 酸水による消毒、アルコールを館内の各地に配 置するなどの対応をとった	協力金、雇用調整助成金、 持続化給付金を受給。ま	完全雇用を継続。暇な時間 を訓練や裏庭の整備等に費
群馬県	草津温泉 Aホテル	今回緊急事態にあたって「お客様の安全安心を最優先とした運営」を基本方針に定めた。首都圏の緊急事態宣言発令を受け当初3日間営業休止(4月6日・8日)、その後しばらく営業を続けていたが、4月18日からの群馬県緊急事態宣言を受け4月20日より5月31日まで臨時休業。群馬県の宿泊業への休業要請は4月29日から5月6日だったが、当館の客の80%以上は首都圏のため状況を注視しつつ休業延長した。5月29日の東京都の緊急事態要請緩和「ステップ2への移行が6月1日」を受けて6月1日より営業再開。しかし都県をまたぐ移動制限の解除が不確実だったため県内のお客様向けに金・土日の週末のみ営業。首都圏からの県境をまたいだ移動が可となるのを受けて通常営業再開は7月1日を予定。売上前年対比は3月▲55%、4月▲95%、5月▲100%、6月見込み▲75%	着金。②固定資産税:延納 を申請している。③消費 税:延納を申請している。 ④融資:1)日本政策金融 公庫の特別貸付、2)商工 中金による危機対応融資、 3)地銀(メインバンク)に よる危機関連保証、のそれ	タイルをセットメニュー提供方式に変更。結果収容数は半減近くなり、今後の収支に不安。県は「愛郷ぐんまキャン」を立て替えなに変更が、割引額(5000円)を立て替えねばならず、宿も内@1000円を負担。資金繰りに影響あり。実質無利子無担保の融資は当面の資金繰りに有効でも、中期的には返済額が上昇し経営に大きな負担。金融機関に今後の返済計画の見直し要請を検討中。日本経済復活のために
茨城県	霞ヶ浦温泉 A温泉供給 会社	温泉スタンドと足湯、温泉宅配(ホテル2軒・老健施設3軒)事業を行っている。コロナ以降、外出自粛で、老健施設は立ち入れず、ホテルは客が来ないので2月頃から注文が無く、90%以上の減収に	とともに給付金申請し、認	「ステイハウス」への宅配、 コロナ明けを想定した「温 泉お試し」を行ったが、成 果は未だ。温泉を活かして の街おこしも考えている
東京都	式根島観光協会	新島村自粛発表 (4/6) を受け、宿泊事業者は全て休業。観光協会は一人体制や時短を行い、営業継続。新島村のステップ2(6/8)になり、自粛一部解除(宿泊先の予約が出来た方のみ来島可)となったが、ほとんどの宿泊事業者の営業は再開されず。新島村ステップ3(6/22)になり、制限がより緩和され数か所の宿で営業再開(ただし、フルオープンではなく、大幅に客数や提供部屋を減らしての再開)。7月より新島村ステップが全て解除される方向となり、今後どの程度影響があるか心配	商店・飲食店・ダイビング などに対して、30万円の	要請が出てから、ステップ

神奈川県	湯河原温泉 A旅館	緊急事態宣言発令を控えた4月5日から臨時休業。5月25日、神奈川県のコロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受け、6月11日より営業再開。従業員の手洗いと消毒の徹底。お客様の入館時に非接触型の体温計での検温実施、手の消毒のお願い	休業中に従業員に雇用調整 助成金を申請した。県の休 業要請に応えたので新型コロナ感染症拡大防止協力金 を申請した。経済産業省の 持続化給付金を申請して、 4日後に交付していただいた	
神奈川県	湯河原温泉 B旅館	3月中は宿泊客があったが、4月に入ると電話を取るとキャンセルの電話ばかり。4月13日~5月14日まで休館。5月15日より5月中は金・土・日の週末のみ営業。6月より平日も営業を再開。再開にあたり、①週末の予約受け数も総部屋数の半分程度(10組程度)②食事処もほかのお客様と十分なスペースを確保したり、お部屋食対応にした日帰り入浴は当分の間休みに	GW明けに持続化給付金を申請、10日ほど後に交付された。また雇用調整助成金の申請も4月以降行っている	コロナ禍は思いもよらず襲い掛かってきました。このようなことが現実に起こるんだ…と実感。休業中は、部屋の畳替えをしたり、足場の灰汁洗いをしたり、喫煙室を増設したりして過ごしました。6月に入り営業再開して、少しずつ客足が戻ってきています
神奈川県	箱根湯本温 泉A温泉施 設	緊急事態宣言発令後も、平時より湯治目的で利用されているお客様に向けて営業を続けていた。しかし箱根全町での来山自粛要請を受け、4月29日より5月11日まで閉湯。5月12日より湯治を目的とした少人数に限り時短で開湯し、観光客へは自粛を要請。6月1日より営業時間を通常に戻している。スタッフのマスク着用。入館時、また金銭授受のあるレジにはアルコール消毒液を設置し、手の消毒要請。ドアノブやロッカーなど接触頻度の高い部分を中心にアルコール噴霧を徹底。館内は大型窓が多く、脱衣場を含め全開で風を吹き抜けさせている。夏場は可能な限り冷房に頼らず、各所扇風機を設置して換気に努める。休憩処など比較的お客様が集まりやすい所には電解次亜塩素水による空間除菌機を複数台設置	①休業を要請せざるを得なかったスタップに対し、 業手当を100%支給し、用 定助成金・緊、交で来と 定助成金・財子ででいる。 変自粛要請下でたこを 数が大幅に減化が、持続の対した。 受け、持続他が状況を 要計、第一、 で事業を継続する企業・ 業主に対し、新型でよりでする で事業を維持し、新型でする で来とをおいて事業をがある。 の一部を着根町が補助する 「観光事業を 補助金」を申請	設はご利用を休止させていただいています。なかでも、窯風呂・蒸し湯(温泉をスチーム状にしたサウナ)、ドライサウナの再開を要望される声は多いのですが、安全性確保の面で対応策に苦慮していました。座面を間引いての利用人数制限、飛沫防止のためにタ
神奈川県	姥子温泉 A 温泉施設	当館は部屋貸し形式をとっているため、利用いただける方の数に制限がある。また、建物全体に窓が多く、浴室も十分な換気ができるため、休業することなく営業した。客の減少は見られたが、平時より湯治目的に来館される方が大半のため、特別問題もなく開湯を続けている。スタッフのマスク着用、入館時のアルコール消毒の要請、アルコールによる接触部の徹底消毒。可能な限り窓を開け、風の通りをよくしている。夏場も涼しい土地のため冷房に頼らず、引き続き換気に努める	持続化給付金を申請。箱根 町が補助する「観光事業者 等緊急支援補助金」を申請	お客様が徐々に戻ってさでにてきていますが、完全回険しそうではまだ道のり一日を見くいと順う反面、過度を控えさない。例は、過度を控えているために、過度を控えさないというすらればならないというずらいに来だ少ながれにでいます。いらず、いりきに努めてまいります。

静岡県	熱海温泉 Aホテル	緊急事態宣言発令を受け、4月8日から臨時休業。5月25日の全国の緊急事態宣言解除を受け、5月30日より営業再開。しかし現在平日の予約は皆無で、金曜日から日曜日宿泊の週末のみ営業状態。入館時に非接触タイプの体温計で検温実施と簡単な問診票の書き込み、手の消毒をお客様にお願いしている。風呂場以外の館内ではマスク着用をお願いしている。また他のお客様と接触がない貸し切り風呂を改装中	助成金を申請したが、まだ 4月の入金もない(6月中旬 時点)。熱海市と静岡県の 休業要請に応えたので、休 業協力金を申請し既に交付 された。持続化給付金はま	
静岡県	熱海温泉 Bホテル	緊急事態宣言を受け、4月16日から6月末まで 集客が見込めないと判断し、臨時休業。雇用調 整助成金の延長、社会情勢を考慮し休業期間を 7月21日まで延長	を休業とし、雇用調整助成	日よりスタッフを出勤させ
静岡県	熱海温泉 Cホテル	緊急事態宣言発令をうけ、4月13日から5月31日まで臨時休業。緊急事態宣言解除及び熱海市からの休業要請が5月20日に解除されたため、6月1日から営業再開。当館では日本旅館協会等3団体の出している「宿泊施設における新型コロナウイルス対策ガイドライン」遵守をもとに対策を行い、お客様を出迎えている状態。従業員に関しても全員マスク着用、出勤時の検温、1日の行動記録表の記録等を行っている。集客は大幅減少、6月は10%に満たず、7月以降も前年比10%~30%と過去に例をみない集客状況となっている。とはいえ、集客を強化するより、来ていただけるお客様の安全を第一に考え、販売客室数の調整、ブッフェ料理の提供中止等の施策をとっている	力金、雇用調整助成金、等	きない状況ですし、今後の
静岡県	熱海温泉 A旅館	緊急事態宣言発令をうけ、4月6日から5月31日まで臨時休業。緊急事態宣言解除及び熱海市からの休業要請が5月20日に解除されたため、6月1日から営業を再開。当館ではコロナウイルス対策ガイドラインを策定し、スタッフ全員がガイドラインのもとにお客様を出迎えている状態。スタッフは全員マスク着用、出勤時の検温(非接触タイプ)、料理の提供を簡素化、館内スリッパの共有防止、UV-C照射器を用いた館内の殺菌作業など多岐に渡る対策を施している。しかし、お客様が1日1組~2組またはノーゲストの日も6月は多くある状態。売上予測は6月が前年度の12%、7月が29%、8月が20%とまだ復活とは程遠い	て雇用調整助成金を申請した。また、長い休みを活用しスタッフ全員の能力向上を図り教育訓練を行うことで教育訓練助成金も申請する予定。また持続化給付金や熱海市の休業協力金も申	に、温泉を自宅で楽しんで ほしいという気持ちから、
静岡県	熱海温泉 B旅館	熱海市からの休業要請を受け、5月21日まで休業、翌日22日から営業再開。営業再開後はソーシャルディスタンス・使用後の消毒・お客様の体調管理・スタッフの体調管理を主にコロナ対策を重視。新たに出された宿泊ガイドラインに則り6月13日現在まで営業継続中	成金/持続化給付金を申請	しがつかない中、市民向け
静岡県	熱海温泉 C旅館	緊急事態宣言を受け、4月20日~6月5日まで 全館休業。ガイドラインを策定し、それをもと に6月6日より営業再開	雇用調整助成金を申請し、 持続化給付金および、市の 協力金を申請	今後は日々変わる状況に応 じてガイドラインのアップ デートをしながら営業して いく

静岡県	梅ヶ島温泉 A旅館	3月より徐々に新型コロナウイルスの影響を受け、4,5月の売上は前年比3分の1以下。現在、感染予防対策を実施。夕食時は個室食対応。受入人数の制限	・借入:日本政策公庫 ・給付:持続化給付金、休 業協力金(市)、エール静 岡観光事業支援金	・観光キャンペーンの利用 ・常連客へのDMの実施 ・第2波、第3波がきた場 合、経営が維持できるか不 安"
静岡県	梅ヶ島温泉 B旅館	4月12日から4月30日までは自主休業。休業 要請を受け5月6日まで休業。5月7日から 14日まで自主休業。5月15日から営業再開。 館内の要所要所にアルコール消毒を設置。スタ ッフはマスク着用	休業要請に対しての協力金 (市・県) / 持続化給付金 (国) / エール静岡観光事 業支援金/日本政策金融公 庫からの借入(新型コロナ ウイルス感染症対応)	
静岡県	梅ヶ島温泉 C旅館	静岡市からの休業要請に伴い4月27日~5月6日までの期間、宴会場での宴会・会議を休止。独自の感染予防対策のマニュアルを作成し、お客様に安心して宿泊していただけるよう心掛けている	持続化給付金/静岡市の休 業要請協力金/静岡市エー ル静岡市観光関連事業者支 援金/静岡市 Go To しずお か商品券/静岡市温泉使用 料は終息するまで半額免除 / 民間金融機関での無利 子・無担保制度を申請/現 在借入中の日本政策公庫の 返済を1年間猶予	第2、3波が懸念されているが、もしも来た時に同様な支援対策をしてくれるか心配
静岡県	梅ヶ島新田 温泉市営温 泉施設	3月2日に市が発表した公共施設の休館等に関する方針に基づき検討し、3月3日から3月31日まで臨時休業。4月1日に対策を講じた上で再開したが、4月7日に7都府県に対し緊急事態宣言が発令されたことを受け、移動を抑制するため8日から再度臨時休業し、16日に緊急事態宣言が全国に拡大したこと等から5月31日まで継続。6月1日から入館時の検温、手指消毒、入浴・食事以外でのマスク着用の徹底など3密対策を強化して営業を再開。隣接する食堂においても同様に実施	・隣接する食堂部門において、市の休業要請に基づく「新型コロナウイルス感染拡大防止協力金」(静岡市)一律50万円を申請し、6月11日に交付された・国(中小企業庁)の持続化給付金を申請し、5月19日に交付された(上限200万円)・市の観光促進施策(GoToしずおか商品券)に、商品券利用施設として参加した	休憩室のテーブルを減らしたり、脱衣ロッカーを間引いたり、脱衣ロッカーを問引いたりしているため今まで通りの利用数を受け入れることができないが、利用者数の回復を図っていきたい
山梨県	下部温泉 A旅館	3月上旬より宿泊客のキャンセルが相次ぐ。緊急事態宣言発令により4月8日から新規宿泊お客さま受入中止。ただし県要請の工事(隣町での工事)業者の受入はしていた。6月1日より金・土・日のみ通常営業。手指消毒・カウンター飛沫防止シート・持ってない客へのマスク配布を実施。7月1日より通常営業(予定)。4月度売上・集客とも昨年比90%減。5月度は95%減	に入金。持続化給付金申請 後約1か月後に入金。山梨 県より3月にマスク20枚 配布。下部町より4月・5	言中は他県から来ないでほ しい」と言っているが、旅 館に対して休業要請はない。協力金等を出す財力が
山梨県	岩下温泉 A旅館	4月・5月は完全休業。6月から温泉の営業を 開始したが、県内の顧客に限っている	従業員は一人だけであとは 家族経営なので雇用で困る ことは無かった	

新潟県	赤倉温泉 A旅館	緊急事態宣言が発令される前の4月1日より5月31日まで休業。6月1日より営業再開。当面は1日1組限定で営業。もともと全客室にハンドソープとともに消毒液は置いていたが、玄関にも設置。スタッフはマスクをつけて対応。赤倉温泉観光協会としては各宿にマスク着用、消毒剤の設置、エレベーターのボタンなど設備の消毒を呼びかけ、HPでそのような指導をしていることを公開している	持続化給付金を申請中。新 潟県と妙高市の営業自粛の 協力金各々10万円も申請 し、県からの協力金のみ入 金となった	ト予約に関して1万円以上 の宿泊に対しての客への
長野県	湯田中温泉 A旅館	3月第二週より、新規予約が止まり、キャンセルが増えた。正式に休業したのは緊急事態宣言後。6月1日より1日当たりの販売部屋数を4部屋に限定して営業再開。国と長野県から出た受け入れガイドラインを参考に、館内にアルコール消毒および除菌スプレー、マスクの着用などを徹底		まずは安心安全の確保をですので、ワクチン開発の成功を接種が行われることを祈って明見ましたが、おうがいら再開しましたが、まうがピリピリしているような状態。緊急事態宣言終了後から2週間たつ今週末、がら2週間たれる来週末が一つの区切りと予想
長野県	浅間温泉 A 公共温泉宿	4月19日から6月26日まで臨時休業。3密対策実施後6月27日よりリフレッシュオープン。間診実施。消毒キッドをロビー・風呂等各所に配置。ロビーのソファー・テーブルを向き合って座れないような形に配置換え。レストランも密にならないよう配置換え		
長野県	浅間温泉 A 日帰り温泉 施設	4月17日から5月15日まで臨時休業。開業後の入場制限は実施していない。消毒用アルコールを玄関・トイレ・休憩所・風呂等各所に配置。「お休み処」の利用時間等利用制限実施。浴室エリアの換気を心掛け、窓は開け放し。HPで営業方針についてお知らせ実施。マスク着用お願い実施。バスタオルのレンタルを止めた。お客は現在(7月初め)は7、8割まで戻ってきている	持続化給付金30万円のみ。 松本市の助成金は宿泊施設 が対象で日帰り温泉事業者 には何もない	固定資産税など固定費用に

長野県	別所温泉 A旅館	3月4日にリニューアルオープンしたところにコロナで4月28日から5月28日まで臨時休業。昨年の台風19号の影響で落ち込んだところにコロナで大打撃。財産区(外湯管理者)の要請で旅館宿泊者の外湯利用を遠慮いただいている(外湯3か所は宿泊客の利用制限中)。当館独自のコロナ対策推進宣言をアピール。問診表記入、マスク、うがい、手の消毒のお願い。スタッフの感染症対策を図や絵で紹介掲示。更にHPやユーチューブで対策状況を紹介。3密対策としてビュッフェスタイルの中止。32部屋あるうち16部屋を宿泊に使用。残りの空部屋を使い夕食の部屋出し実施中。7月からは32室に戻す予定	の休業補償金は収容人員1 人当たり7500円。当館では100万程度。雇用調整助成金で従業員数42名の給与補填。県民キャンペーン宿泊者1名5000円補助で利用者増加、7月の予約は前年度並みまで回復。商工会議所仲介で国の政策金融公庫の活用。別所温泉のクラウドファンディング630	今回の改修で食事の場を各 テーブルで食事ができる。 がら食事ができるテーブルを設けたる。 を設けたる運転できる。 一大ないでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
長野県	戸倉上山田 温泉 A 旅館	4月1日から5月31日臨時休業。学校の合宿利用客が多い施設であり、昨年の台風19号の被害で、スポーツ施設の復旧が進んでおらず、客が落ち込んだところにコロナで休館。大学生の合宿は戻りつつあるが高校以下は全く予約なし。宿泊制限はしていない。客が多くないから結果的に3密は回避。風呂場は特に換気に配慮している。客から接客に対しマスクは失礼との声があったが職員はマスク着用、逆に客にマスク着用のお願いはしていない。バイキング形式は取っていない。23部屋全部を使用	以下が50万円。厚労省の 給与補償従業員数16名。 県民キャンペーン宿泊者1 名5000円補助に加え、千 曲市民3000円補助、ただ し6月で終了してしまう。 市の観光局との打ち合わせ	クーポンの成果があまり見えてこない。客はお得感覚のある普段高くてあまり泊まれない有名温泉地の旅館を優先に利用しているのではないか。3密を避けるということで地域の意見要望を集約する機会(会合)が少なく、具体的な行動に至っていない
長野県	山田温泉 A旅館	緊急事態宣言発令を受け、4月15日から臨時休業。6月12日より営業再開。入館時に問診、検温していない。レストランでは10人以上にならないようテーブルを空ける。ハーフバイキング中止。32部屋あるうちの18部屋を使用。7月には24室まで戻す予定。ロビーのソファー・テーブルを対面しないように配置換え。玄関にコロナ対策実施中のお知らせ掲示。各所に手の消毒剤配置。6月、7月の県のキャンペーンで予約が増えているがこれが終わる冬期が心配。インバウンド期待できない	県30万、高山村50万のほ か雇用調整助成金9月末ま	今は助成金等でやっていけるが来季が非常に心配。電気代、水道料、燃料費、固定資産税など固定費用に対する補助減免要望を減免に使用なるが落ちる。宿らした分収入が落ちる。宿いので、売店・喫番での付帯収入で客単価中(新商品中の大策を検討中(新商品中大対策費用の借入金減額のように、過去の借入金減額のように、過去の配慮いただち銀行にお願いしたい

長野県	松代温泉 A 公共温泉宿 (長野市)	指定管理施設なので市が「感染地域」となった 4月14日から5月6日まで全館休業に。6月7 日以降も休業継続、6月1日より営業再開。日 帰り入浴は改修工事のため休館、宿泊のみ営業 再開。「長野県コロナウィルス感染対応ガイド ブック(宿泊施設用)」を参考に対応を実施。チ ェクイン時に非接触タイプの体温計で検温、健 康チェックリストの記入、住所の確認を実施、 手の消毒・マスク着用をお願い。密にならない ようにお風呂の入場・利用制限・レストラン席 の配置、食事の提供の仕方を工夫(バイキング の中止)	4・5月の休業中、雇用調整助成金を受けて従業員に賃金90%を支給。ほかに申請できる案件については本社で対応。県の復興割制度・県支えあい宿泊クーポンなどで宿泊にお越しいただけるようなプラン作りを行っている	休業中、今まで行わなかったお弁当の配達・販売を実施。日帰り大浴場の改修工事終了まで実施予定。安全・安心に施設の利用をしていただけるように、日々の清掃、消毒の健康管理の実施に努めます。今後の状況変化により、長野市・本社と協議しながら対策を実施いたします
長野県	白骨温泉 A旅館 (松本市)	緊急事態宣言発令後、5月31日まで休業。6月 1日より営業再開。来客にはマスク着用、手指 の消毒、検温をお願いしている	国の持続化給付金を申請、 また雇用調整助成金を申 請。県の休業協力金を申 請。(6月中旬時点) いずれ もまだ入金はなし	
岐阜県	下呂温泉 A 日帰り温泉 施設 (下呂市)	緊急事態宣言発令を受け、4月13日から臨時休業。5月21日、岐阜県に緊急事態宣言の解除に伴い、5月23日より営業再開。入館時に非接触タイプ体温計で検温、手指消毒を要請。換気に気をつけ、間隔を空けて利用していただいている		国内で、少しずつでも観光 客、日帰り客が戻ってきて くれれば良い
岐阜県	下呂温泉 B温泉関連 施設 (下呂市)	緊急事態宣言発令を受け、4月13日から臨時休業。5月21日、岐阜県に緊急事態宣言の解除に伴い、5月22日より営業再開。入館時に非接触タイプ体温計で検温、手指消毒を要請。換気に注意し、間隔を空けて利用してもらっている	県の休業要請に応えたので、休業協力金を申請、6 月に交付された。休業した 従業員に雇用調整助成金を 申請した	海外からの観光客の来館が 多かったため、営業再開後 も厳しい状況である
石川県	山中温泉旅 館協同組合 (加賀市)	緊急事態宣言後、18軒の組合加盟旅館が4月6日から順次臨時休業となり、5月1日からは1軒を残し、17軒がほぼ1ヶ月もの長期にわたり休業した。6月1日より9軒が営業再開したが、8軒は6月末まで休業、7月に入っても2軒休業しており、いまだ営業再開の目途がたっていない状況である。各旅館では、新しい生活様式に添ってのチェックイン時の体温測定やフロントデスクではアクリル板・透明ビニールカーテンなどをしている。また、旅館協同組合としては、今年度事業の見直しや組合費削減をはかるなどした。マスク等も共同購入し各旅館へ配布した	・休業中は国の雇用調整助成金を活用した。 ・国の持続化給付金、加門県の休業補償(衛生緊急を活用した。 ・国の持続化給制度、石川市の保護を定化約額で、 一個で整定を定め、 一個で整定を受けた。 ・石川県では、、成では、成が観光で、 の早期回復を図るため、 の早期回復で県内宿泊でを別り、 では、がでいるで、 の早期回限定で県内宿泊でを別り、 では、がでいるで、 の早期回限にでは、 の早期回限にでは、 の早期回限にで、 の早期回にで、 の早期回にで、 の早期回にで、 の早期の市に接り、 で、 を、 のまた、 がにまた。 に、 は、 がにまた。 は、 がにまた。 は、 は、 がにまた。 は、 がにまた。 は、 がにまた。 は、 がにまた。 は、 がにまた。 は、 がにまた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	依然として先行き不透明な ままです。今後の予約動向 も鈍いままで営業している大 に手探りで営業している大 況での終息の兆しがみられな い限りは、もとの温泉観光 地には戻らないようにも感 じられます。国や県などか らの支援を引き続きお願い
三重県	榊原温泉 A旅館 (津市)	緊急事態宣言を受け、4月21日より5月30日まで宿泊並びに入浴施設を休業しました。その間、社会貢献として平素より外出し難いのに更に苦慮している、障害児施設や児童保護施設に源泉をペットボトル詰めで送り、手湯や足湯で少しでもストレス解消してもらうことに努め、また(おウチで温泉)1日1組抽選で源泉200 Lを無料提供しました。結果、県宣言解除後、感謝され、入浴客の戻りも早くなりました	国、三重県独自の支援策は全て利用しています	地域全体は、宿泊減の状況 に更に拍車がかかる事は否 めない事実となりました。 事業規模の適正化を図るこ とが急務と考えています

和歌山県	白浜温泉 A 日帰り温泉 施設 (白浜町)	3月からの売上額が4割減になり、それに加えて県からの直接電話による「自粛要請」という言葉を使わない実質の自粛要請があった。4月には7割減。施設自体は4月21日から5月6日までの連休中閉館する。県からは「他府県からのお客様はご遠慮ください」との張り紙を出すようにとのこと。受付に消毒液を設置。休憩室は使用不可にする。受付にはビニールの垂れ幕を設置。従業員はマスク使用を強化。券売機等手でふれる機会の多い場所はこまめに消毒	利子・無担保の融資を受ける。持続化給付金200万円 も利用したが、1か月の人 件費にも満たなく、すぐに	5月7日から営業再開して、徐々に回復傾向にありますが、まだまだこれからです
和歌山県	白浜温泉 A旅館 (白浜町)	3月からキャンセルが頻繁になり、3月には売 上4割減、4月には7割減となる。「密」になる 宿ではないので、閉館はしませんでした	持続化給付金を申請。融資 も申請	徐々に回復傾向にあります
和歌山県	花山温泉 A 温泉施設 (和歌山市)	3月から宿泊の受付を限定して、日帰り入浴のみの営業に。4月29日から5月31日まで全館休業。6月1日から営業再開。その後営業時間を21時まで、水・木は休業のまま	した。雇用調整助成金を申	7月から時間短縮を解除する予定です。7月9日以降は完全営業に戻ります
兵庫県	有馬温泉 A旅館 (神戸市)	緊急事態宣言発令を前に4月5日から臨時休業。 5月16日より日帰りのお食事のみ営業再開。6 月5日より金、土の週末のみ宿泊営業と段階的 に再開している。入館時にマスク着用、手の消 毒要請。お食事は別部屋の個室で提供。客室数 も制限している	休業中に持続化補助金、雇 用調整助成金を申請中	
兵庫県	有馬温泉 B旅館 (神戸市)	緊急事態宣言発令を受け、4月8日から臨時休業。兵庫県知事の宿泊業の解除を受け、5月7日より入浴の受け入れから開始、対応策を増やしながら宿泊や食事の提供を行っている。。飛沫感染の対策や手指の食毒の為の消毒薬などを提供している	に雇用調整助成金を申請し	意外に長引いているし、緊 急要件緩和になっても宿泊 希望者は少ない
兵庫県	有馬温泉 C旅館 (神戸市)	緊急事態宣言発令を受け、4月16日~6月4日 まで休館。現在入館時に非接触タイプの体温計 で検温実施、手の消毒要請。チェックイン時ア ルコール消毒の貸出実施。風呂場以外の館内で はマスク着用をお願い。館内施設の軽食コーナ ー、ラウンジは6月末まで休業予定	休業中に従業員に雇用調整 助成金を4,5,6月分を纏め て申請する予定。県の休業 要請に応えたので、休業協 力金を申請するも未交付	
岡山県	湯原温泉郷 湯原温泉 A ホテル (真庭市)	4月4日から6月14日まで休業。再開にあたっての対応は、フロント・ロビーで1組ずつチェックイン、客室案内はしない等、スマホなどによる事前チェックイン(ノーペーパー)、次亜塩素酸水による空間洗浄、フロントデスクの飛散防止フイルムの設置、小型拡声器による接客。客室では、客室の布団は敷いておく等、清掃後のオゾン燻蒸・アルコールでの殺菌・コロナ対策用エアコンの導入(7月から)。大浴場では脱衣所の工夫、部屋単位の貸切で利用頂く・利用時間を調整しアルコール消毒や換気を行う。食事処では対面での席にならないようにする等食事提供の工夫、テーブル間隔を充分にとるため客室ごとに食事時間を調整	金融機関による支援	今後1年程度は、本来の営業形態には戻らないと思われます

岡山県	湯原温泉郷 「湯原町旅 館協同組 合」 (真庭市)	主な日帰り入浴施設の休業期間:露天風呂砂湯・湯本温泉館・足温泉館4月24日~5月17日。 真賀温泉館4月25日~5月15日。宿泊施設の 休業期間は一番早くは4月6日から、多くは4 月中旬から5月31日まで、一番遅くは6月30 日まで。再開にあたっての感染防止対策のビニールカーテン等を設置。消毒液を使用し、定期的に拭き上げ清掃、スタッフは毎日出勤前に体温測定を行い、37.5度以上の熱がある場合は就業禁止、接客時のマスク着用。来客には宿泊当日には事前に検温をお願い。37.5度以上の発熱や倦怠感などの症状がある場合は、ご宿泊をお断りさせていただく場合も。チェックイン時の体調確認(チェックシートあり)		
鳥取県	皆生温泉 A 温泉施設 (米子市)	公衆浴場という性質上、休業せず。4月21日から5月20日まで終了時間を1時間前倒し、サウナは閉鎖した。サウナ再開後は、人数を制限しての利用をお願いした。地元客が中心だが、高齢者及び子供の減少が見られた。GWや週末は、県外客が来られないため、大幅な減少となった	時間短縮営業期間は、従業 員のシフト調整を実施(休 日・就業時間短縮)に伴い、 雇用調整助成金を申請した	鳥取キャンペーン」に参加 申請し、来場者の増を図っ
鳥取県	皆生温泉 Aホテル (米子市)	宿泊客の減少は2月から始まり、3月はもちろんのことGWはほぼお客様が来られない状況であった。ホテルの性格上平日はビジネス客が多くを占めるため休業はせず。朝食バイキングの提供方法を一部変更した	休業、時間短縮はしなかったが、宿泊客が少なかったこともあり、従業員の勤務を縮小した分を雇用調整助成金を申請した	ャンペーン」に参加。また
島根県	温泉津温泉 A公衆浴場 (大田市)	地元の方々の温泉公衆浴場のため休業すること なく営業。地元の方に迷惑かけたくないので県 外者の方をお断りしているため、利用客は激減	客が激減でも助成金を受け 取ることなく営業を続けて います	
島根県	三瓶温泉 A 公共温泉宿 (大田市)	緊急事態宣言発令に合わせ、4月15日から臨時休業。全館休業時は、社員・スタッフは自宅待機(緊急時を除く外出制限)。5月14日より営業再開。再開にあたっては、①入館時にマスクの着用、手の消毒要請(消毒液を設置)②風呂以外の館内はマスク着用をお願い③従業員はマスク必着④脱衣所は定期的な消毒作業⑤入場制限を実施(男女各20名)⑥レストラン席数や客室の数も約半分まで制限。その後の状況を確認しながら、数を戻していく予定	持続化給付金、雇用調整助成金の申請	国の対応等、世間の状況を鑑みて、制限人数の緩和を実施していく。「GO TOキャンペーン」などの優待キャンペーンの実施に合わせて、広告宣伝を強化
島根県	三瓶温泉 A及びB 共同浴場 (大田市)	緊急事態宣言発令を受け、4月15日から臨時休業(地元住民の会員に限り営業継続=家に風呂がない家庭もあるため)。5月20日から日中のみ外来入浴再開。夕方以降は地元住民のみの利用に限定	場のため、支援策活用はな	

	1			
島根県	湯抱温泉 A旅館 (美郷町)	4月12日から6月21日まで休業。予約をいただいていた6月まで約25件のお客様にはお詫びとお知らせを電話で丁寧に行った。休業中は、電話などによる予約申込みについては休業状況を伝えながら、秋ごろの予約をお願いした。6月22日からの再開にあたっては、①入館時に必要によっては非接触タイプ体温計で検温②消毒液を設置、手指の消毒愛請③従業員はマスク着用④脱衣所は1日1回消毒⑤受入れ制限も実施。県旅連が6月16日に開催した新型コロナウイルス対応勉強会に参加。それをふまえ、全国旅館ホテル生活衛生同業組合発行のガイドラインを参考にした	国の持続化給付金の申請お	温泉維持のためのアドバイ ス機能を教えたりしてほし
島根県	千原温泉 A 日帰り温泉 施設 (美郷町)	緊急事態宣言発令を受け、4月14日から臨時休業。湯治場奥の川端にある屋外汲み場での温泉水持ち帰りは、料金箱を備え付け利用可能なままにした。休業中、従業員は自宅待機。緊急事態宣言全面解除に合わせ、5月25日から入湯再開。再開にあたり、美郷町にも相談し、密を避けるため、入湯の人数制限(4人程度)を実施。受付時に名前、住所など連絡先を記入してもらっている	持続化給付金を申請	
島根県	有福温泉 A 旅館 (江津市)	4月1日から5月31日まで休業。温泉街の公衆 浴場の一般営業再開に合わせ、6月1日より営 業再開。入館時に体温計で検温、消毒液を設置。 従業員はマスク着用。脱衣所は1日1回消毒作 業。入場制限も実施	調整助成金と持続化給付金 を申請。江津市の持続化応	は利用客減少となる。まず
島根県	有福温泉公 衆浴場 (江津市)	御前湯・さつき湯・やよい湯の3温泉公衆浴場は、4月24日から5月31日まで江津市外からの入湯者の利用を制限。定期券購入者の地元市民のみ入浴可。6月1日から制限を解除し、通常営業に		
島根県	美又温泉旅 館組合 (金城町)	7施設のうち3施設は休業はなし。ほか4施設は4月15日から6月19日の間休業。各施設では消毒液などの設置や従業員のマスク着用、入場制限などを進めている。立ち寄り入浴が常時可の美又温泉国民保養センターは4月18日から休業。当初は5月8日に再開予定だったが自粛休業を延期し、6月1日に再開。共同浴場の「美又温泉会館」は休業はせず、ゴールデンウイーク前後から6月14日まで定期券や回数券などの利用者のみに入浴制限した		今後のため、環境省が推進する「チーム新・湯治」に 組合として加入。湯治の歴 史もあり、美肌効果の高い 美又温泉をより多くの方に 知ってもらえたらと思います
島根県	木部谷温泉 A旅館 (吉賀町)	4月1日から5月16日まで休業。5月17日から 飲食・宿泊なしで営業再開	国や吉賀町の補助金は申請 した	「人がとにかくいなくて、 不安が増すばかりだった。 湯治場でもあり、地元の常 連さんからの営業再開の要 望が強く、その声に押され た部分も大きい」

広島県	宮浜温泉 Aホテル (二日市市)	4月30日から5月31日まで営業体制を変更。宿泊予約は受けず、日帰り入浴と昼食懐石のみとした。対応として、①眺望の良い大浴場・露天風呂を平日3組に限り貸切利用できるプラン開始②大浴場はカランを1つ間隔を空けた利用をお願いし、間隔を広げて脱衣カゴ設置③特産アサリ酒蒸しなど一品料理テイクアウト営業を始める④土産の在庫調整のため売店商品のセール実施。6月1日から宿泊再開。従業員の健康・予防管理徹底、除菌スプレー設置、接触面の適宜除菌、ロビー・食事会場の定期的換気。フロントに飛沫感染防止フィルム設置、チェックイン時1組限定で対応。食事会場もグループごと間隔を広げ、仕切り設置、食事時間も分散化。平日に限り7月まで夕食を部屋または個室での対応。お客様にも手指消毒や館内移動時のマスク着用をお願い		家族経智ペンクスタッように、 スタッような とのような との まった。 との まった。 を考える との きった。 という きった。 という
広島県	湯来温泉 A 公共温泉宿 (広島市)	4月13日~4月15日・4月17日~5月31日臨時休業。休業中に館内修繕、清掃実施。6月1日より営業再開。再開にあたっては、【宿泊】チェックイン最大2組までカウンター別々・レジスターカード記入の徹底・使い捨てアメニティをフロントで渡す・チェックアウト後のルレストラン】入店時の手指消毒と着席間隔の案内・ブッフェ方式をセットメニュー提供に変更・使い捨て紙コップ使用・BGM音量を下げる・定期的に換気実施・退席後の椅子テーブル、メニューの消毒・金銭レシート受け渡しはトレーで【宴会】カラオケは使用の度に消毒のお願い・カラオケ機と客席の間を空ける【温泉入浴】洗面台の化粧品類撤去・ドライヤー等の定期的消毒【パブリックスペース】マスク着用の案内掲示※	調整助成金を申請 ※・ロビー設備、階段手すり、エレベーターボタンの定期的消毒と人数制限・トイレはペーパータオル利用に変更・休憩室やロビーにソーシャルディスタンス案内【その他】従業員は出勤時に体温チェック実施・マ	広島市が実施しているプレミアム宿泊利用券を購入して、宿泊の予約をされる方が増えている為、9月末までは順調に予約が増えているが、食事、宴会利用の回復には少し時間がかかるように思われます
広島県	湯の山温泉 A公共温泉 施設 (広島市)	4月17日から5月31日まで休業しました		
山口県	湯田温泉旅 館協同組合 (山口市)	緊急事態宣言を受けゴールデンウイーク前から 組合加盟15施設中11施設が臨時休業。6月から営業再開。湯田温泉旅館協同組合では新型コロナウイルス感染対策として「湯田スタンダード」を設定。手洗いの励行、社員の体温測定、日々の行動履歴、換気等施設としての対応をボスター及び動画を作成し、組合間での意思統一を図った。お客様に対してもマスクの着用、検温の実施等お願いするポスターを作成、館内に掲示した。4月の宿泊実績は前年同月比で20%、5月は10%と散々な結果となった。6月は40%程度となる見込み	H WORK WITH THE MANY TO THE WAY	田温泉旅館協同組合加盟施

			to the same of the	
山口県	俵山温泉 合名会社 (長門市)	緊急事態宣言を受け、4月7日から「白猿の湯」 のみ一部休業を実施中。毎週月・火・水・木の 4日間を休業日とする。「町の湯」は地元民の利 用するお風呂ということから、何も変わりなく 営業中。従業員のマスク着用・店舗出入口に消 毒液の設置、・施設内の消毒作業・お客様のマ スク着用のお願い	けに、雇用調整助成金の申 請。国の持続化給付金を申	が、まさに今の現状です。
山口県	三丘温泉 A旅館 (周南市)	4月28日から5月末日まで休業。その間、食事のテイクアウトを実施。また、料理のレベルアップなど研さんにも努めたほか、浴室のリニューアルも手掛けた。再開後は、客数は少ないが、客単価はかなり上がっている	国の給付金申請と国民金融公庫の貸付を利用	守るのではなく前に進むこ とを考えます
愛媛県	道後温泉 本館・別館 「飛鳥乃湯 泉」 (松山市)	緊急事態宣言を受け、4月18日から6月18日 まで臨時休業。6月19日から、次の感染防止対 策を講じたうえで営業再開。①入館時:マスク 着用徹底、サーモグラフィによる体温測定、通 常の半数程度に入場制限、来館者の連絡先取 得、手指消毒の徹底、混雑時の整理券配布②窓 口:受付に飛沫防止パネルを設置、来館者にビ ニール袋を渡し、着ていた衣服を入れ脱衣箱を 使用すること③館内:会話を控えていただくこ と、靴箱・脱衣箱のレイアウトを変更し3密を 回避すること、休憩用の椅子を撤去、館内消毒 の徹底等	館 飛鳥乃湯泉は松山市が 経営しているため、国等の	
福岡県	原鶴温泉 A旅館 (朝倉市)	4月7日の緊急事態宣言発令に福岡県も含まれており、5月31日まで休館。5月14日に宣言が解除されたものの、状況が好転する様子は見られず、越県移動を控える要請を考え、予定どおり5月末まで休館した。6月オープンに向け、衛生用品(全室空気清浄機設置・アルコール消毒液・飛沫防止パーティション除菌シート・マスクなど)を購入し、感染防止対策の強化を図る。入館時や食事処入口には手指消毒用のアルコールを設置し、使用をお願いしている。共用部分を定期的にアルコール消毒。全スタッフマスク着用で接客。マスクのないお客様には無料で使用できるマスクを設置している	申請したが未だ支給されず (6/13)。同時に教育訓練 給付制度も行っている。中 小企業庁の持続化給付金を 申請し、2週間で交付支給。 朝倉市宿泊事業者サポート	泊・観光に対するサポートがようやくみえ始めてきているが、未だ人の動きは鈍く、稼働率はなかなか伸びない状況が続いている。 「安心・安全」を施設から
長崎県	雲仙温泉 観光協会 (雲仙市)	緊急事態宣言からの外出自粛などにより観光客数が低下。それに併せ、多数の宿泊施設等が休業に入る。今年のGWでは、雲仙の観光名所でもある雲仙地獄を国が仁田峠循環道路を長崎県、雲仙市が立入禁止規制を行うなどの制限がかけられた。それにより当協会が運営する地獄での温泉たまご販売も休業を行う。観光協会(観光案内)は休業は行ってないが、事務所内はマスクの着用、入館時には手の消毒、案内所カウンターには飛沫防止用のパネルを設置している	請、持続化給付金の申請。 環境省国立・国定公園への 誘客の推進と収束までの間 の地域の雇用の維持・確保 事業費等補助金の申請。 長崎県:長崎県ステップア ップ事業の申請、休業協力 金の申請。	またぐ移動の自粛が緩和され、県外からのお客様も増加傾向にあるので、今後は

大分県	別府温泉郷 Aホテル (別府市)	4月中旬から6月中旬まで休業し、6月は金・土のみ営業して対コロナ仕様のお試し期間としました。各種調査で旅行意欲が低位であることから、夏の旅行もそう簡単に戻らない。よくて国内旅行前年比6割でしょう。海外がゼロで、完全に需給バランスが崩れますから、単価は2割下落するでしょうし、全国的に客室数が急増中なのでなおさらです	雇用調整助成金制度は平時の制度を緊急事態にあてはめた制度で、緩和に次ぐ緩和で先見性がない。金融もこれほど緩かった時期はないが、借りすぎると後の返済が懸念されるので、資金調達は頭の使いどころです	観光が海外マーケットまで回復するには、24カ月みて財務計画を立てる必要がある。この期間何をやるかで、コロナ後の競争が始まります。ただ、中国と韓国リスクはさらに高まりそうで、ここが難関になりそうに思う。柔軟に経営していく先見性がさらにまずに、地場中小企業、バブル後、デフレ後、リーマン後以上にハードルの高い日々になってきます
熊本県	黒川温泉 観光旅館 協同組合 (南小国町)	黒川温泉旅館組合(インフォメーション・売店)は4月29日~5月31日まで臨時休業、電話での対応のみとした。それに伴い、黒川温泉の日帰り入浴(露天風呂めぐり)を中止、入湯手形等の利用・販売を停止。加盟旅館た温泉街の商店は各施設ごとに対応、一定期間休業した施設もあれば、ガイドラインを設けて再開した施設もある。6月1日より日帰り入浴を再開、旅館組合(風の舎)の営業、入湯手形の利用・販売も開始した。日帰り入浴については感染予防のための取り組みを実施。利用前にお名前・連絡先の記載、体調不良の事前お知らせ、移動散策時のマスク着用をお願い。接触を避けるため共同備品(脱衣かご等)を置いてない場合があり、着替えを入れるマイバッグ持参を要請している	雇用調整助成金、持続化給申請支統保衛門、南京公司、 持続化的申請支援付金」について日日間を受けたいいて日日間を受けたいいではまを受ける。「日本 ののの ではまる。「日本 のののではません。「日本 のののではません。「日本 のののではません。「日本 のののではません。「日本 ののではない。」では、「日本 ののでは、「日本 のでは、「日本	黒川温泉のあるらの下は 東京の大学を 大学の大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を 大学を
鹿児島県	霧島温泉郷 Aホテル (霧島市)	一か月ほどの休業。当館は県外よりも近場からのリピーターに支えられ、3月いっぱいまでは何とか凌いできたが、4月に入ってから次々にキャンセルとなり、4月は前年対比80%減。5月GWもほぼキャンセルされて前年対比95%減。霧島温泉全体が閑散として静まりかえっていた。GW明けから6月4日まで1か月間ほど休業し、6月は金土日のみ営業し、ようやく6月19日から通常営業できるところまで来た。鹿児島県の自粛要請が5月末くらいに解除され、6月19日から県をまたいでの移動が自由になった。今は県内のリピーターがほとんどだが、長い自粛生活がようやく終わったという安心感からか予約が増えてきている	雇用調整助成金、持続化給付金、その他県・市からの助成金を申請	今後少しづつ県外客も増加すると期待されますが、中間がかかりそうです。インバウンド客は霧島温泉は約20%ほどあったのですが、今はゼロに等もでもい状況でしばらくは期待で間、できなせいはりの休業の間、できなかったことを、ました。今後もまたこのような災害が予想されますので、何をどのように備えるかこれからの課題になりそうです

鹿児島県	妙見温泉 振興会 (霧島市)	個人営業の施設は、自粛要請が出る前に早々と営業を取りやめ警戒体勢をとっていた。緊急事態宣言後は、予約がほとんどキャンセルとなり、宿泊以外の立寄温泉の営業も中断するところがほとんどとなった。GW期間中、予約客がキャンセルに不同意で営業をした旅館もあったが、営業中に、いわゆる「自粛警察」らの苦情の電話などを受け、身の危険を感じ急遽、臨時休業を実施する事業所も出た。現在(7月22日)、どの施設も検温、消毒体勢等は整えて営業をしています	各事業所とも、雇用調整助成金、事業継続給付金、県、自治体等のコロナ関連の公金を活用している。その他、事業継続補助金や、関連の助成金などの活用を検討中。 鹿児島県の宿泊助成「ディスカバーキャンペーン」が 実施されましたが、鹿児島県内のクラスター発生を け、助成を利用した宿泊に 制限がかけられています	休業期間中、機器交換や改 装工事を実施するなど前向 きに捉えている事業所もあ る。反面、先行きが見えな い状況で投資に踏み切れな い事業所もある。 秋から冬にかけての感染拡 大が発生した場合は事業継 続に支障が出ることが予測 される
沖縄県	エナジック 天然温泉 A 温泉施設 (宜野湾市)	緊急事態宣言発令を受け、4月20日から自粛し臨時休業。5月7日、沖縄県の緊急要請緩和を受け、5月11日より時短営業にて再開。5月21日より通常営業再開。従業員全員の検温・うがい・手の消毒の実施。入館されるお客様に、非接触タイプ体温計にて検温実施、手の消毒要請。浴室での立ち位置は充分な間隔を保つようにと注意喚起。サウナ室も同様。館内ロビー全域・フロント・バックヤード・食堂は強酸性水を噴霧器にて噴霧消毒		沖縄県による他府県・海外からの来沖自粛要請に伴い、現状として厳しい運営を迫られています。自粛再開後、公にイベント・キャンペーン等が行えず苦慮している

間の取り組み経過を把握するには適切な時期 と判断した。各温泉地からの報告は、6月を 中心に8月初旬までに寄せられた。報告の内 容はそうした期間を背景に見ていただきた い。

回答として寄せられた報告件数は89件。 北海道から沖縄まで32都道府県に及び、主 な温泉道県はカバーできた。

#### (2) コロナ禍の温泉地への影響

報告を見ると、各温泉地の宿・施設への影響が現れ始めるのは2月から。「宿泊キャンセルは2月から出ていた」(山形県羽根沢温泉)、「2月下旬の連休過ぎに台湾からのスキー団体客ほかインバウンドお客さまが全部キャンセルに」(山形県蔵王温泉)のように、海外観光客のキャンセルが始まり、国内でも旅行自粛ムードが醸成されつつあった。

3月に入ると、13日に新型コロナ対応改正特別措置法が成立し、「徐々に新型コロナウイルスの影響を受け」(静岡県梅ケ島温泉)、「3月上旬より宿泊客のキャンセルが相次ぐ」(山梨県下部温泉)、「3月第二週より新規予約が止まり、キャンセルが増えた」(長野県湯田中温泉)状況が目立つようになる。とくにインバウンド客の割合が高い宿では顕著であった。温泉地における施設の休業・休館の第一波は早くも3月に起きており、それ以降いくつかの段階(ステップ)を重ねていく。

#### (3) 宿・施設が休業に入った時期

4月に入ると、7日の7都府県対象の緊急 事態宣言発令、16日には宣言が全国へ拡大 され、全国の温泉地の宿・施設が休業を余儀 なくされる。休業開始は、早い例で宣言前の 4月5日・6日から。4月8日からという事例 が多いが、4月13日の週から休業に入った 所も少なくない。休業入りが遅かった三つめ の段階は、当該県の要請を背景に4月終わり から5月GWをはさんだ休業設定であった。

#### (4) 休業期間

報告で最も多いのは、緊急事態宣言後の4 月8日以降5月31日までの休業期間である。

表2 緊急事態宣言をめぐる主な経緯

1月16日	国内で初感染者確認を発表
2月11日	WHOが新型コロナをCOVID-19と命名
2月27日	首相、学校一斉臨時休校要請
2月28日	北海道知事独自に緊急事態宣言
3月13日	新型コロナ対応改正特別措置法成立
4月7日	7都府県を対象に緊急事態宣言
4月16日	緊急事態宣言対象を全国に拡大
5月4日	宣言の期限を31日まで延長決定
5月14日	39県の宣言解除を決定
5月21日	近畿3府県の宣言解除を決定
5月25日	5都道県の宣言解除を決定

2か月近い休業が宿や施設の経営状態にいか に深刻な影響を与えたか容易に想像できよ う。

その次には、緊急事態宣言後から休業に入り5月14日の「39県の宣言解除」を受けて営業再開、あるいは段階的に営業再開する事例が見られる。また、当該県の緊急事態宣言を受けて、段階的に休業期間を延長した所もある(群馬県草津温泉)。

#### (5) 営業再開の時期

休業期間は、5月14日の39県の宣言解除や21日の近畿3府県、25日の5都道県の宣言解除決定にはあまり左右されず、ほとんど5月末日まで継続されている。その理由の一端は、「宣言が解除されたものの、状況が好転する様子は見られず、越県移動を控える(県の)要請を考え、予定どおり5月末まで休館」(福岡県原鶴温泉)にうかがえよう。

したがって6月1日から営業再開した所が 大半であっても、「都県をまたぐ移動制限の 解除が不確実だった」ため、「県内客」向けに 「金土日の週末のみ」(草津温泉)営業を再開 するなど、限定的再開が少なくなかった。さ らに、6月中旬まで休業した所も大分県別府 温泉など散見される。「海外からの客も多い」 青森県浅虫温泉のホテルでは「6月27日まで 休業」。「集客が見込めない」と判断して「4月 16日から6月末まで休業」した熱海温泉の宿 は、「雇用調整助成金の延長」に頼って「休業 期間を7月21日まで延長 している。

## (6) 営業再開の内容

6月から営業再開しても全面的ではなかった。「6月1日より金・土・日のみ通常営業」 (下部温泉)、「6月1日より再開。当面は1日1組限定で営業」(新潟県赤倉温泉)、「6月5日より金、土の週末のみ宿泊営業と段階的に再開」(有馬温泉)といったように段階を追って再開する例が多く見られる。

主な理由は、客足の戻りの鈍さである。「6月1日より再開したが来客数少なく、社員の半数を6月30日まで休ませている」(蔵王温泉)、「6月の集客は10%満たず」(熱海温泉)状況があるので、客の状況と地域事情に応じて、再開には段階を追わざるを得なかった。

#### (7) 再開後のコロナ対策

営業再開は宿・施設として取り得る限りのコロナ感染対策実施が不可欠であった。他都府県客の来客自粛要請、来客人数の制限、チェックイン体制の変更、検温、手指消毒要請から共用設備全般の定期的な消毒、館内移動時のマスク要請やスタッフ接客時のマスク着用、こまめな換気、食事処や浴室の間隔空け、食事提供をビュッフェ形式からセットメニューへ変更、などが主な取り組みである。

これを機会に家族風呂や貸切風呂、部屋食の効用が見直されてもいる。しかし利客人数 及び受入客室制限などとともに、宿・施設側 には収入源と経費負担を増すことであった。

#### (8) 休業しなかった宿・施設

コロナ禍と自粛要請の厳しさの中でも、自 らの地域性や宿・施設の特長を考え、休業し なかった例も当然見られる。「密になる宿で はないので閉館しなかった」宿(和歌山県白 浜温泉)、梅ケ島温泉では宿は当該県・市か らの休業要請の対象外だったため宿泊は限定 して行った宿もあった。

この点で重要なのは、地域の温泉公衆浴場・共同浴場としての公共的な役割だろう。「公衆浴場という性質上、休業せず。4月21日から5月20日まで終了時間を1時間前倒し、

サウナは閉鎖」(鳥取県皆生温泉の施設)、「地元の方々の温泉公衆浴場のため休業することなく営業」(島根県温泉津温泉の公衆浴場)した。ただし、「地元の方に迷惑かけたくないので県外客を断り(遠慮願う)」(温泉津温泉、青森県新屋温泉)といった制限を講じている。その結果、「利用客は激減」という経営逼迫を余儀なくされている。

## (9) 国や自治体の支援策の利用

休業に入る以前からすでに温泉宿・施設の経営状況は、「3月の売上前年比60%減」(蔵王温泉)であり、4月以降も売上前年比は「4月▲95%、5月▲100%、6月見込み▲75%」(草津温泉)という深刻さであった。国や自治体の支援策は不可欠であり、大半の宿・施設が休業の際の従業員への補償支援で国の雇用調整助成金、事業持続化給付金、消費税の延納、無利子の貸付金等を申請している。

ただ、報告が多く戻ってきた6月中旬時点 では、申請したが未だ交付・受給されていな いという声が少なからず見られた。

加えて、宿・施設の切迫した要望に応えてくれたのは、休業協力金・支援金あるいは「観光事業者等緊急支援補助金」(箱根町)等といった内容の、県や当該市町村からの支援であった。しかし協力金を出す財源の不足からか、「県として他県から来ないでほしいと言いつつ、旅館に休業要請はない」(下部温泉)所もあった。

#### (10) 今後の取り組み

前項に関連して、資金繰りの厳しさから無利子・有利子を問わず融資を受けた宿・施設は多い。いずれ返済しなければならない借金の重さに比して、平常体制への回復の難しさに苦悩する声が散見される(福島県高湯温泉、草津温泉等)。

取り組みとしては、当該県・自治体による 観光振興策・支援策と、独自展開力に実績を 持つ温泉旅館組合・観光協会による自主的な 活性化プランが挙げられている(例:熊本県 黒川温泉)。そうした中、表ではふれられな かったが、有馬温泉観光協会では医療従事者 への感謝と応援を込めた宿泊キャンペーンを 行っている。

#### 4 まとめ

#### (1) 休業中に余る温泉を提供

今回の影響・対応等報告の記入表には「今後の取り組み・ご意見」欄を設けた。コロナ感染対応の苦労、休業・営業制限による経営打撃、今後の見通しの暗さなど課題が多く表明された中に、休業期間を宿・施設の設備点検・改善、従業員教育研修やメンタルケアの機会、新たに宅配事業の開始、温泉地の魅力再発見の取り組みにあてたといった前向きな話が含まれるのは、一つの救いである。

営業休止中も湧出し続けている自家源泉を 自宅で楽しんでもらいたいと提供する取り組 みも見られた。「豊富な湯量の温泉水を持ち 帰って自宅で楽しんでもらおうと、テイクア ウト専用蛇口を設置」した秋田県夏瀬温泉、 「顧客に温泉を自宅で楽しんでほしいという 気持ちから希望者に温泉を無料で配布(送料 は客負担)」した熱海温泉、「一日一組限定で 県内在住者に最大200Lまで提供」した三重 県榊原温泉といった各宿の例が挙げられる。

さらに、榊原温泉のその宿では、休業期間に「社会貢献として平素より外出し難いのに 更に苦慮している障害児入所施設や児童保護 施設(計4か所)に源泉(計400L)をペットボ トル詰めで送り、手湯や足湯で少しでもスト レス解消してもらうことに努め」ていた。本 来、社会的・健康資源である温泉をこうした 時こそ社会還元できた好例と言える。

#### (2) 温泉地の位置づけ直し、再評価

そもそも温泉地(宿・施設)の存在は、前提となる温泉資源の多くが火山性由来であり、河畔や谷底といった地表の割れ目から湧出しやすいという立地条件から、火山活動や洪水の被害をたえず蒙ってきた。それに加えて、人の移動・旅行・集まる場・ふれあいそのものまで制限せざるを得ないというコロナ

禍は、経験したことのない艱難辛苦を温泉地に及ぼした。直接のコロナ感染対策を超えて、温泉地(宿・施設)はこれに今後どう向き合っていくのかが問われている。

ワクチン開発の問題を含めて、すぐの解決 策が見えてくるわけではないが、スペースの 関係からこのたびの報告(記入表)に記載し きれなかった宿・施設経営者からの示唆的な 意見・提案をここに記しておきたい。

#### ■宮城県鳴子温泉郷 A 旅館

「今後は、単なる1泊2食付の宿泊形態のみならず、リモートワーク拠点としての宿利用や、宿泊以外の売上の創出も必要です。また需要回復に向けては、近隣の大都市を中心とした需要獲得や、お得意様とのリレーションを強くする必要があります」

「コロナ禍で早くて2~3年後は、温泉地は随分とその姿を変えていることになると思います。生き残るためには、『なんのため、だれのため』の温泉宿かというところがさらに明確になる必要があります。隣の旅館の様子ばかり気にしたり、OTA上の価格競争や評価に踊らされているうちに、自らの命題を見失ってしまうことが怖いです」

「コロナ禍の中において当面自分の宿を守るのが精一杯という状況が続くと思いますが、そんな中でも未来のための『種』は蒔いておく必要があります。

現在動いているものとしては、環境省のワーケーション事業です。北里大学が都会で仕事をしている時と湯治場で仕事をしている時の違いをエビデンスとしてとらえる予定です。

もう一つは復興庁の事業です。九州・嬉野温泉を参考にしたもので、温泉湯豆富プロジェクトを軸とし、農×食×湯治でウェルネスを実現する動きがあります。とにかくピンチの時は平常時よりも動く必要があると思います」

#### ■草津温泉 A ホテル

「生活でもビジネスでも大幅にストレスが

たまる生活者が増えていると思われる。温泉 をコアバリューとし、さらに森林などの自然 や食で、現代社会に生きる人の五感を回復 し、生きる力を与えたい、と願っている。今 こそ社会の課題解決に向け、温泉の出番復活 だと信じ、復活計画を策定している

さらに印象的であったのは、コロナ禍の中でこそ、湯治場としての意義をあらためて見直すことになったという報告である。

#### ■箱根湯本温泉 A 温泉施設

「弱音が出そうなこの事態の中で、良いこともありました。当館には以前から夜勤明けの医療従事者が多くいらしてくれていました。風呂場での事故(湯あたり、転倒、心不全等)への対応をスタッフがしていると、必ずといっていい程、『医者ですから、看護師ですから』と手助けしてくれる方々が男湯・女湯共にいらっしゃって助けられています。

この度の緊急自粛要請中でも、その方々の (激務の息抜き・癒しとなる) 行き場所が頭 から離れず、GW期間を除き、自粛要請はず っとあえて"無視"していました。あの事態 の最中に営業を継続することは、スタッフに 感染リスクを強いることになりましたが、で も、一人の欠勤者も不平も聞くことなく、皆 粛々と務めてくれました。『医療現場に比べ ればまだ全然安心ですし、此処も同じような ものですから』と言ってくれていました。

『当館は観光客相手の施設ではなく、湯治場だから』という自覚が芽生えたのは換えがたいことです。こんな事態にでも遭遇しないとリアルな実感は得られないですから。皆のその実感が財産となりました|

感染症と向き合ってきた歴史は古い。この 箱根湯本温泉も、「奈良時代半ばに伝染病が まん延したとき白山修験者が病を収めるため に来訪、温泉を開湯した」という伝承が中世 以降の文書に残る。温泉が感染症そのものに 効くわけではないが、接触した部位や身体を 洗い流す効用や、免疫力を強化するといった 何らかのプラス効果が考えられよう。

中世末期のヨーロッパで感染症がまん延したとき、町の享楽・社交的な共同浴場は人と 人の密な接触を怖れて敬遠、多くは廃れたが、地方の湯治場はしたたかに存続した。

温泉地(宿・施設)には観光・保養・健康維持・湯治という多様な側面と機能がある。このコロナ禍でも地方の共同浴場・温泉公衆浴場が地域住民の健康維持の場として、そして同じく「密」ではない湯治場が本来の役割を保てたことは示唆的であろう。

このたびの影響・状況等報告はまず記録に 残し、公開・共有することが第一義であった。 本報告も温泉地とコロナ問題を考える一次資料として、今後研究や考察を深めていく際の 一助となることを期待したい。

#### 謝辞

このたびの調査・報告に協力くださった全 国の温泉地の宿・施設・団体関係者の皆様な らびに会員各位に感謝の意を表します。

# 書評

# 温泉検定実行委員会編:『日本温泉名人認定試験 温泉検定テキスト』 一般社団法人日本温泉協会 190頁 2019年6月

定価 2,000円(税込)

世の中には温泉や入浴に関連する検定や、 講習会による資格が相当数あり、私も仕事 柄、過去にはいくつかの検定ものや養成講習 会テキストなど執筆をさせていただいたこと がある。ご当地ものも含めると関係資格等は 楽に10種以上はあるだろうが、2019年12 月より満を持して開始されたのが、一般社団 法人日本温泉協会が開催するその名も日本温 泉名人認定試験「温泉検定」であり、その公 式テキストが本書である。

温泉に関する関連分野はかなり幅広い。歴史や法律、地質学、化学、医学、法学、観光学と複数の領域にわたり、これらのことを1人の専門家がすべて網羅することは不可能である。私は温泉医学の専門家ではあるが、それ以外の温泉のことについて尋ねられても十分な回答はできず、都度親しいその道の専門家の先生に意見を聞くようにしている。また各分野の専門家に話を聞くと、「なるほど」と納得することも多い。温泉のことを真面目に学ぼうとすると広い分野にわたってまんべんなく知識を得る必要がある。

本書は、温泉に関する幅広い分野にわたり、それぞれの一流の専門家が執筆しており、とても参考になる。信頼できる情報源と言える。温泉に関する疑問点が生じると、手軽にインターネットで検索する会員諸氏も多いだろうが、御存知の通り、インターネットの情報はまさに玉石混淆で、情報の取捨選択が難しい。

温泉は身近な存在であり、誰でも現地に行けば入浴し体験することができるので、多くの人が温泉に関する情報を発信している。旅行記のような読み物として眺める分にはとても楽しいが、責任を持って他者に温泉のこと

を説明したり、文章を書くとなると、誰が書いたか分からないこれらのインターネット記事を参考にするのはとても不安だ。大学生には、レポート作成にあたっては、原則インターネットの記事は参考文献にはしない、ということを指導している。その点、各専門家が責任もって執筆している本書は、なにか疑問点があるときにさっと安心して確認できる冊子となっている。

また、温泉に関して、自分の専門外の正しい最新情報を得るのは意外に難しいし手間がかかるが、本書は自分の専門外の知識のアップデートにも役立つ。自分の専門分野である医学に関しては絶えず国内外の最新論文をチェックしているが、例えば専門外である温泉法学となると、どこにアクセスすれば正しい最新情報が得られるかすらも分からない。温泉に関することは、医学はもちろんのこと、行政系の情報も通知が役所から時々発出され、制度もしばしば変わり、年々新しくなっていくため情報のアップデートが必要である。その点、本書は約1年前に発刊されたばかりであり、安心して利用できる。

もともとは、書名の通り、温泉検定を受ける前に勉強するために使用するテキストなので、検定に合格する目的で使用するのが正当な利用方法かもしれない。しかし、私は広く普段の温泉の知識の確認やアップデートにも利用できる手ごろな良書だと思っている。検定の受験の有無にかかわらず、温泉に関心を持ち始めたばかりの方へもお勧めの一冊である。

(早坂信哉)

# 学会記事

#### ●日本温泉地域学会第34回研究発表大会

2020年11月7日(土)・8日(日)の2日間、日本温泉地域学会第34回研究発表大会を秋田県 仙北市の乳頭温泉郷にて開催します。新型コロナウイルス感染問題により大学・機関の決定等で 県外出張・参加できない役員・会員も少なくないため、総会(理事会)は見合わせて来春5月の第 35回四万温泉大会まで延期し、研究発表大会のみの開催とします。

会場・宿泊先の「休暇村乳頭温泉郷」では徹底したコロナ対策をとっていることを現地確認しており、当学会としてもそれに応えた開催形式と運営を行います。

全国の温泉地のなかでも秘湯人気の高い乳頭温泉郷は、十和田八幡平国立公園内にあって国民 保養温泉地に指定され、秋田駒ヶ岳と乳頭山(烏帽子岳)西側山麓を覆う深いブナ林に七つの温 泉場(すべて自家源泉一軒宿)が点在する、豊かな自然環境のもとにあります。

温泉はほとんどが自然湧出泉で、大分類の泉質で硫黄泉、酸性泉、含鉄泉、塩化物泉、硫酸塩泉、炭酸水素塩泉、単純温泉の7種類がそろう日本有数の温泉の宝庫です。清涼な森の空気とともに、この間のコロナ禍に息詰まる思いで過ごしてこられた会員の皆様を一時でも癒し、免疫力の回復につながることを願うものです。

このたびの会場ならびに宿泊先となる休暇村乳頭温泉郷は、温泉郷の玄関口として、万全な新型コロナ感染防止対策を講じて客を迎え入れています。しかもこのたびは、紅葉シーズン最後の土曜日にもかかわらず「全館貸切宿泊」にしていただいています。

大会開催にあたっては、最も「密」になりやすい懇親会をやめ、食堂とロビー共に開放しての 各自夕食形式とします。したがって今回は「懇親会のみ参加」はありません。

研究発表大会の会場は休暇村正面にある独立した建物「温泉館」2階です。窓を開けやすく、大会中に休憩タイムを増やして換気を心がけ、また発表者と参加者席との間を空けるなど飛沫防止対策を行います。

休暇村は広い3階建てで全38室。「夕・朝食込み1部屋(10畳)3名利用」を基本としますが、「密」を避けたい方には一人部屋あるいは二人部屋の利用を推奨します。下記のとおりその差額料金も格安に配慮してもらっています。

二日目の乳頭温泉郷視察会も集団行動を避け、自由行動とします。この機会に七湯すべてを体験したい参加者のために、乳頭温泉組合のご厚意と一部学会負担により通常宿泊者に1,800円で販売している「湯めぐり帖」(全湯入浴と湯めぐり号乗車可)を破格の1,000円で提供します。休暇村フロントで購入ください。

# 日本温泉地域学会第34回研究発表大会スケジュール

開催温泉地:秋田県仙北市乳頭温泉郷 〒014-1201 仙北市田沢湖駒ヶ岳

開催日 : 2020年11月7日(土)・8日(日) 初の土・日開催です

大会会場 : 休暇村乳頭温泉郷 仙北市田沢湖駒ヶ岳2-1 TEL 0187-46-2244

FAX 0187 - 46 - 2700

宿泊施設 :休暇村乳頭温泉郷

集合・受付:11月7日(日)13時~ 休暇村乳頭温泉郷

参加費 : 一般会員・賛助会員2,000円、学生会員1,000円、会員外2,000円

# 研究発表大会プログラム

#### 11月7日(土)

自由論題 発表時間:20分(発表15分、質疑5分)

座長:浜田眞之(国際温泉研究院)

14:00~14:20 飯尾守(バースケア)・水沼一英(群馬県東毛産業技術センター独立研

究員):「コロナ感染症対策"浴場内の密を防ぐ" IoTを活用したバスマ

ットー

14:20~14:40 進藤和子(温泉ライター): 「海浜保養地の雰囲気の残る時期の鎌倉の

温泉と潮湯(海水温浴)」

14:40~14:50 休憩

14:50~15:10 清水恵介(日本大学): 「温泉"権"論の眺め方―鷹の湯事件を起点とし

て」

座長:石川理夫(温泉評論家)

15:10~15:30 斉藤雅樹(東海大学):「『新・湯治』の効果測定~豊後高田市の事例~

第二報」

15:30~15:40 休憩(会場換気開放)

15:40~16:00 甘露寺泰雄(中央温泉研究所)・堀川有(株式会社湯守):「中村はな著

『茨城の鉱泉めぐり 昭和44年』から見えてくる冷鉱泉の湯治」

16:00~16:10 休憩(会場換気開放)

現地報告

16:10~16:40 竹内貴祐(乳頭温泉組合長)「乳頭温泉郷の現況 |

● 上記の乳頭温泉郷大会での自由論題発表者で未送付の方は、大会発表要旨集ワード原稿(各見開き頁:タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図表を含めて40字詰×75行以内)を10月5日(月)までに編集委員会(編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp) 宛にメール添付で送付してください。

- 2021年5月30日(日)・31日(月)に第35回研究発表大会・総会を群馬県四万温泉にて開催します。1年延期されたかたちでの四万温泉での開催となります。理事会・総会の開催は2019年5月の第33回梅ケ島温泉大会以来2年ぶりのことで、これまで暫定執行してきた学会決算・予算の承認や役員改選など議題は山積みです。ふるってご参加ください。
- この2021年春季の第35回研究発表大会で自由論題の研究発表を希望される会員は、1月8日(金)までに事務局宛に簡単な発表要旨を付けて申し込んでください。同時に、研究発表予定者は大会要旨集作成のため、発表要旨ワード原稿(各見開き頁:タイトル・発表者氏名・肩書、掲載図表を含めて40字詰×75行以内)を4月16日(金)までに編集委員会宛に送付してください。
- 次号の学会誌『温泉地域研究』第36号 (2021年3月20日刊行予定) への論文・研究ノート・温泉裁判例研究・書評・資料・温泉地情報などの原稿を募集します。必ず投稿規程と執筆要領 (学会ホームページに掲載) に従い、直接編集委員会 (編集担当メールアドレス mi-ishikawa@ac.auone-net.jp) 宛に、原稿送付状とともに本文ワード原稿ならびに掲載図表・画像等は別途 添付 (本文ではレイアウト指定のみが基本) にて送付してください。

原稿は常時受付けていますので、常に早めの投稿・送付をお願いします。次号第36号への原稿送付締切は12月25日(金)です。論文と研究ノートは、査読を受けてパスしたものから順次

宿泊費 : 学会指定宿を利用する場合、夕・朝食込みの1部屋(10畳)3名利用基本

で一人当たり料金12,000円 (消費税+入湯税込。以下同)です。一人一室 希望の場合は追加料金3,000円、二人一室は追加料金1,000円 (各自)で

す

参加申込 : 参加者は10月16日(金)(必着)までに学会事務局振替口座宛に郵便振替で、

参加内訳を具体的に明記して払い込んでください

交通案内 : 東京方面からは秋田新幹線こまち11号東京駅9時08分発田沢湖駅11時59

分着、田沢湖駅12時25分発の乳頭温泉郷行きバスで休暇村13時10分着。 東京駅7時32分発こまち5号田沢湖駅10時25分着も10時40分発の乳頭温泉郷行き接続バスがあります。航空便では大阪伊丹空港8時30分発秋田空港10時着ほか名古屋空港・羽田空港からの便があり、秋田空港から秋田駅行きリムジンバスや乳頭温泉郷行きエアポートライナー(予約制乗合タクシー・6,000円)もありますが、後者は営業期間を確認ください

昼食: 到着時の昼食については休暇村の食堂も利用できます(11時半~14時)

研究発表大会に参加される会員は、以下の参加形態によって郵便振替で学会事務局振替口座宛に相当金額を10月16日(金)必着で前納ください。払い込みによって学会参加申し込みとします。また、本年度年会費(賛助会員3万円、一般会員4,000円、学生会員2,000円)未納の場合は同時に振り込んでください。

その際、振替用紙の記載欄に振込額の内訳(宿泊費・参加費、1名1室または2名1室の場合はその旨を、また未納の年会費振込の場合は年度の内訳)を必ず記入ください。

10月16日をもって受付締切とします。なお、コロナ渦による大会直前のキャンセルも考慮します。

学会指定宿泊+学会参加: 12,000+2,000=14,000円(学生:13,000円) 大会参加のみ: 2,000円(学生:1,000円)

郵便振替口座番号:00190-6-462149

加入者名 : 日本温泉地域学会

#### 日程

11月7日(土) 研究発表大会(休暇村隣接の「温泉館」)、夕食(休暇村)

13:00 休暇村乳頭温泉郷にて受付開始

14:00 研究発表大会・現地報告

18:00 夕食

11月8日(日) 乳頭温泉郷自由視察会(巡る順路は主に3パターン)・現地解散

9:00 休暇村から遠い鶴の湯と黒湯を最初に巡る場合はそれぞれマイクロバスで送りま す。その後は七湯を巡回する定期運行の「湯めぐり号」を利用ください 掲載します。会員の積極的な投稿を期待します。

● 学会事務局では、創刊第1号から前号第33号までの学会誌『温泉地域研究』バックナンバーをすべて取りそろえています。バックナンバーを希望される会員は事務局までメール (mikenaga@niu.ac.jp) またはファクスにて申込みください。頒価は、第26号以前の号については10周年記念特集号(第20号)を除き、値下げして一冊1,000円(送料別)です。

#### ● お詫びと訂正

前号の学会誌『温泉地域研究』第34号掲載の研究会発表②前田聡「憲法から入れ墨と入浴問題を考える」に下記のとおり注記の誤記と漏れがありました。

46頁:本文左段下から4行目の注5)→注7)に訂正

46頁:本文右段下から14行目の注6)→注8)に訂正

48頁:注・参考文献から注5)6)7)8)が漏れていました。

- 5) 松本和彦 (2017): 「市職員に対する入れ墨調査の適法性 (大阪高判平27・10・15)」 『判例時報』、第2327号、154-158頁、157頁。
- 6) 小山剛 (2019):「第11章 職業と資格——彫師に医師免許は必要か」、『判例時報』、 第2408号臨時増刊(毛利透ほか『憲法訴訟の実践と理論』)、249-272頁、270頁。
- 7) 芦部信喜(高橋和之補訂)(2019): 『憲法(第7版)』 岩波書店、121頁。
- 8) 小山剛 (2014): 「不易流行 (15) 入れ墨を理由とした先住民族に対する入浴拒否 ——憲法学から考える」、『温泉』、第82巻第3号24-25頁、24頁。

以上、お詫びして訂正します。

- 2019年3月に刊行した『新版 日本温泉地域資産』は、一般読者からも好評で注文が相次ぎ、 引き続き頒価1,000円で販売しています。20冊単位での割引販売委託も行いますので、学会 事務局までメールかファクスにて連絡ください。
- 住所を変更された会員は住所変更届を必ず学会事務局へファクスまたはメールにて送ってください。郵便局には住所変更届を出しても、学会誌は宅配業者のメール便にて発送していますので、毎号「移転先不明」で複数戻りがあり、再発送に手間どっています。
- 学会ホームページでは、学会ニュース、大会案内、温泉観光士養成講座開催案内などをたえず最新のものに更新しています。とりわけコロナ禍が続く現在、大会開催についても緊急の事態があればホームページにて案内をしていますので、会員はふだんから閲覧するようにお願いします。

# Journal of Studies on Spa Regions

No.35 2020.9

# contents

Articles	
The Exploitation and Development of Xingyilu Spa ······ Hiroshi SAKAI	(1)
Do "Spa Lovers" Go to Hot Springs When They Feel Stressed:	
Exploring the Association between Psychological Stress Responses and Spa Use	
Daiki SEKIYA	(11)
Research Notes	
Exclusion and Concealment in Hot Springs	
- A Case Study of Modern Beppu Hot Springs Hotaka NAKAYAMA	(19)
Development of Highland Sanatorium in Swiss Alps Masahito IKENAGA	(27)
Report	
The Situation Survey of Impacts of COVID-19 on Hot Spring Inn and Facility	(35)
Book Review	
Onsen Examination Executive Committee [Qualifying Examination Text of	
Onsen Master in Japan Shinya HAYASAKA	(58)
Notes and News	(59)